

# 社会保障改革に関する集中検討会議（第五回）

## 議 事 次 第

〔平成 23 年 4 月 27 日（水）〕  
18：00～19：00  
官邸 4 階 大会議室

1. 開 会
2. 討 議
3. 閉 会

### 配布資料

- （資料 1）ヒアリングにおける意見について（案）
- （資料 2）社会保障改革に関する意見等（ヒアリング等結果要旨）
- （資料 3）社会保障改革に関する意見等（関係府省提出資料要旨）

## ヒアリングにおける意見について（案）

平成 23 年 4 月 27 日

社会保障改革に関する集中検討会議（東日本大震災の発生後は準備作業会合）において 2 月から 4 月にかけて行った公開ヒアリング等において、各方面の方々から提出された提言や意見は別添のとおりであった。

- ・ 複数の方々から同旨の御指摘があったり、概ね方向性が一致した事項を中心に記述
- ・ それ以外の個別分野に関する具体的指摘事項については、別表に記述

集中検討会議において、今後、政府・与党における検討状況をも聴取しながら、社会保障・税一体改革の成案作りに向けて議論を行うために整理したものである。

## 1. 総論的事項について

### (1) 社会保障改革の考え方についての意見

- 社会保障制度改革は待ったなしの課題である。国民が安心して健康な暮らしを営むことができるよう、社会保障国民会議や安心社会実現会議以来の議論や、現政権下における議論も踏まえ、早急に取り組む必要がある。
- 改革に当たっては、現状の課題・問題点を国民に十分に理解してもらう必要がある。あわせて、社会保障のあるべき方向性として、「個々人が、それぞれの能力を存分に活かして尊厳を持って生きることができる社会」、「住み慣れた地域の中で誰もが最期まで暮らせる社会」といった基本理念や「共生」、「総合化」といった改革の考え方、哲学を提示し、国民の信頼につながるわかりやすいメッセージを発信すべきである。
- 社会保障のサービスについては、「ワンストップ」や「パーソナルサポート」など供給側ではなく利用者の立場に立って見直すべきである。
- 経済活力は国民の安心基盤であり、社会保障の安定にも資する。社会保障改革を進める大前提として、経済成長や付加価値・生産性の向上を図ることが必要不可欠である。また、企業の国際競争力や国内での雇用の確保に配慮する必要がある。
- 医療・介護など社会保障を活用して、雇用や消費が連鎖する制度を作り、経済が活性化した結果、財政に貢献するという好循環を目指すべきである。その際、社会保障を産業としてとらえ、新たな雇用や需要の創出につなげる成長戦略に資するものとしていく観点も重要である。
- 国民の理解を得る前提としてのサービスの重点化・効率化が必要であり、これは結果的に質的な機能強化につながる。より良い社会保障給付をより低いコストで実現するという「効率化」を目指すべきである。
- 大きなセーフティネット（全国レベルのサービス）と、きめ細かなセーフティネット（地域の実情や個人の事情に即して提供すべきサービス）が調和しつつ、国民の満足度の高い社会保障サービスを提供すべきである。
- 社会保障給付事務の多くは基礎自治体が担っており、国と地方の協働と役割分担

に基づく社会保障を構築すべきである。特に、サービスは地域の実情に応じ、包括的かつ切れ目なく提供することとし、地方に対する義務付け・枠付けを見直すべきである。

## (2) 目指すべき社会保障の姿と施策の優先順位についての意見

- 多くの若い人は、生き難さ、働き難さが社会保障の問題であると実感できていない。そうであるがゆえに、社会保障は高齢世代を支えるだけのものと考え、距離感や信頼の喪失が生じている。
- 高齢世代への給付を中心とする現行制度を改め、子どもや若年世代への社会保障についても充実を図ることによって、全世代支援型の積極的社会保障政策への転換や所得再分配機能の強化が必要である。社会保障制度の持続可能性は、制度を支える現役世代にかかっており、その転換により、制度を支える現役世代の活力を高めることができる。
- 社会保障を考えるときには、若者、女性、失業者等一人も漏らさず参加を保障して、一人一人を「包摂」する社会を目指すべきである。
- 目指すべき姿を考えるに当たっては、日本を福祉先進国に創り変える、福祉や医療や介護の再生を図る、社会保障のまちづくりを進めるといった視点も重要である。
- 社会保障制度の持続可能性の確保の観点から、予防、就労支援（自立支援）等の強化により、個人が支えられる側から支える側に回れるような支援を強化すべきという意見があった。
- 税財源を充てる分野として、現物サービスの提供があり、産業の活性化にもつながり得る医療や介護、子育ての分野をより重視すべきという意見があった。
- 自助・自立を基本に、共助・公助の適切な組み合わせを図る必要があり、NPOなど「新しい公共」を担う多様な主体が活躍する社会づくりを目指すべきである。  
また、雇用やボランティア活動などを通し、誰もが社会を維持するための役割を果たし、社会に参画することを目指すべきである。
- 制度の簡素化、柔軟性の確保、制度相互間の連携により、地域の問題は地域で解決していけるよう、制度における地方自治体の自己決定、自己責任を確立すべき

である。

- 国民も、給付の改善だけを求めるのではなく、負担についても併せて考える必要がある。国民や企業に必要な負担をお願いしなければならないということを、何のためにかを明らかにしながら、正面から訴えるべきである。  
負担を求める際には、低所得者に配慮する必要があるとの意見があった。

### **(3) 社会保障・税に関わる番号制度についての意見**

- 公平・公正な社会保障の構築、効率的できめ細かい制度運営等のためのインフラとして、社会保障と税に関わる番号制度の導入は急務である。
- また、高額医療・高額介護合算制度の改善や所得捕捉の強化等、社会保障・税に関わる番号制度の活用により、医療、年金等の様々な分野で、国民の利便性や制度の効率性を高めることが必要不可欠である。

### **(4) 震災復興との関係についての意見**

- 震災で、一人一人が自助努力のみで生きていくのは不可能であり、社会的な支えが必要だということが明らかになった。少子高齢化、家族形態の変容により、社会的に困難な状況にある人たちが増えるといういわば「長期かつ音のない地震」が起きている中で、社会保障は震災復興と同じ役割を担っており、それに備えるべきである。また、被災地には高齢者が多いことなどから、社会保障を充実させることは震災復興につながる面もある。
- 震災復興は短期的で、地域的で、個別的であり、社会保障改革は長期的で、全国的で、構造的であるという違いはあるが、「支える力を高める」という点で重なり合っているという意見があった。  
一方で、一瞬にして何もかもを失ったという極めて深刻な状況にある被災地の復興と、既に築き上げてきた社会保障の持続可能性の問題は同じレベルで考えることなく分けて考えるべきであるとの意見があった。
- 震災復興のために新たに大規模な政府支出が必要なことを考えれば、財政の国際的な信認、市場の信認を確保するためにも、より一層、社会保障と税の改革の必要性が高まっている。

- 震災により、財政制約が厳しくなる中、真に守るべき社会保障像を骨太に議論すべきである。その際、震災復興のためにも、社会保障の機能強化を図る一方で、重点化・効率化にもこれまで以上に取り組むべきである。また、税と社会保険の役割を明らかにして議論すべきである。
- 震災で浮き彫りになった社会保障の課題を克服し、今後のあるべき姿を示すためにも、被災地をモデル地域として、全国につなげていく契機とすべきである。
- 全体のビジョンを示す中では、被災地以外の地域においても震災の影響が出ていることを考慮すべきとの意見があった。

#### **(5) 超党派での議論の必要性についての意見**

- 社会保障改革については、超党派での合意形成を図り、与野党を含めた協議の場を設置して推進すべきである。

## **2. 医療・介護について**

### **(1) サービス提供体制についての意見**

- 医療提供体制は、医療従事者の不足、地域偏在と診療科間の偏在の問題、救急医療体制の整備等、様々な課題を抱えている。介護についても、サービスの質の向上などが課題となっている。
- 一方、より低コストでより良い医療・介護サービスを提供できるよう工夫する余地は大きい。
- 医療提供体制については、急性期医療から在宅医療まで、医療機関の機能分化と連携強化を図り、国民が安心できる地域医療を確保するとともに、効率化・重点化を目指すべきである。
- 介護サービスについては、医療との分担・連携に留意しつつ、住み慣れた自宅や地域で要介護者が最期まで暮らせる地域包括ケアシステムを整備すべきである。
- また、病院勤務医や看護師等の医療従事者や介護従事者の就労環境の改善等を推進すべきである。

- 医療提供体制の課題の解決には、改革内容のメッセージや対話を通じて、サービスの受け手の意識の変革を促していくことが必要である。

## **(2) 保険者や公的給付のあり方・利用者負担等についての意見**

- 医療保険については、国民皆保険制度を持続可能なものとするため、保険者及び財源のあり方等について改革が必要である。また、給付のあり方についても見直すべきである。
- 介護保険については、公費・保険料・利用者負担のあり方を見直すとともに、給付の重点化による効率化等を図るべきである。

## **(3) その他の意見**

- ICTや介護ロボットの活用など、技術革新への対応を進めるべきである。

## **3. 子ども・子育てについて**

### **(1) 子ども・子育て新システムについての意見**

- 子ども・子育て新システムについては、保育所待機児童の解消、多様な保育サービスの充実や安定財源確保等の観点から検討すべきである。  
その際、地方自治体の意見を尊重し、地域の実情に応じたものとなるようにすべきである。  
また、低所得者の負担増に配慮すべきとの意見、特別会計の創設や企業負担増には反対との意見や、コスト削減につなげることが大事との意見があった。

### **(2) 仕事と子育ての両立についての意見**

- 仕事と子育てを両立しやすくすることは、今ある人材の活用とともに、次世代を育てることで、経済成長や持続可能性を高めるものであり、我が国の将来の発展に欠かせないものである。

- そのため、ワークライフバランスの推進や、仕事と子育ての両立支援を通じたM字カーブの解消、女性の就業率の向上を図るべきである。
- 配偶者控除、年金の第3号被保険者制度やパート適用の見直しなど、男女共同参画の観点から、個人の多様な選択に中立的な仕組みとすべきとの意見があった。

### **(3) 子ども手当についての意見**

- 子ども手当については、手当の水準、所得制限の導入、現物給付とのバランス等について検討すべきである。

## **4. 年金について**

### **(1) 年金制度体系と改革のプロセスについての意見**

- 年金制度体系については、将来的には、自営業者も含めた所得比例年金に一元化すべきという意見と、現行の2階建て制度を維持すべきという意見があった。
- また、2階建て制度を維持すべきという意見の中には、現行の制度を維持すべきという意見のほか、1階部分を税方式とすべきとの意見や2階部分を任意の拠出建てとすべきとの意見があった。
- なお、制度体系の改革を、すぐに取り組む改革と、将来的に取り組む改革の2段階で考えるべきとの意見もあった。

### **(2) 基礎年金制度・最低保障機能についての意見**

- 基礎年金の国庫負担については、2分の1を維持すべきという意見や、まずは2分の1を賄う安定財源を確保し、段階的に引上げていくとする意見、全額税方式とすべきという意見があった。
- 基礎年金の水準については、65歳以上全員に月額7万円を給付する(全額税財源)という意見や、満額を月額7万円に引き上げ、月額5万円の最低保障を行うという意見があった。  
また、基礎年金の他に、低所得者に対し、月額2万円程度の年金を支給する(高



年金者の基礎年金国庫負担分等を財源) という意見があった。

- 自営業者も含めた所得比例年金に一元化する場合には、基礎年金は所得比例年金を補完する最低保障年金へ転換するという意見があった。

### **(3) 厚生年金への適用拡大についての意見**

- 非正規労働者への厚生年金適用拡大を進めるべきである。
- さらに、非正規雇用の増大に対応して、社会保険制度全体で適用拡大を進めるべきとの意見や、働き方や業種別の企業経営・負担への影響、支払実務の問題を踏まえつつ検討を進めるべきとの意見があった。

### **(4) 年金制度の一元化についての意見**

- 被用者を対象とする厚生年金と共済年金は一元化すべきである。
- 国民年金と被用者年金の一元化については、自営業者等の所得把握が難しい国民年金は別制度のままとして将来の課題とすべきとの意見や、第1段階の改革として、厚生・共済年金の一元化を行い、第2段階の改革として、全ての制度を一元化すべきとの意見があった。

### **(5) その他の意見**

- 現行制度の財政の現状や未納・未加入問題について、正確な認識の共有が必要であり、社会保障についての教育が重要である。
- マクロ経済スライドは、デフレ経済に対応したものに見直すべきである。
- 平均寿命や就労期間が延びる中で、本来の社会保障の機能が適切に発揮されるためにも、年金の支給開始年齢の引上げの議論が必要である。

## 5. 貧困・格差対策について

- 社会保障と雇用政策との連携を強化して、参加と包摂を図るとともに、貧困や格差の連鎖につながらないような支援策を講じるべきである。
- 例えば、一人親世帯、子ども、若者、女性、ホームレスなどについて、パーソナルサポート・包括的支援、住宅などのサービスを保障する支援策などが重要である。
- 求職者支援制度に住宅支援や生活支援、個別支援をセットにした「第2のセーフティネット」を構築すべきである。

## 6. 障害者施策について

- 障害者が住み慣れた地域において安心して生活できるよう、施策の充実を図るとともに、障害者に係る制度の集中的な改革を着実に進めるべきである。

## 7. 財源確保と財政健全化について

### (1) 財政健全化の同時達成についての意見

- 社会保障の持続可能性がないということは財政が持続可能でないことと同じであり、財政の破綻を避けなければいけないというのは至上命題である。また、財政の問題はマーケットにつながる問題であり、諸外国もその動向に注目している。先送りというイメージは国民の期待に反すると同時に、マーケットにも想定外の反応を呼び起こす。
- 常に「賢明な支出（ワイズ・スペンディング）」を目指し、公債や借入金への依存を徹底して排除しなければならない。時間がたてばたつほど財政再建という領域が肥大化してくるのであり、切迫感を持って取り組んでいく必要がある。
- 社会保障財源の配分については、厳しい目で政策の優先順位をつけ、財源を効率的かつ最大限に活かせるようにすべきである。
- 財政健全化については、早期にきちんとしたシナリオを提示することが必要である。社会保障給付に見合った安定財源の確保は、国際公約ともなっている財政健

全化の同時達成につながる。

## (2) 税負担のあり方についての意見

- 社会保障の安定した財源を確保し、今後も安定したサービス量を保障することが国民の安心のために必要であり、そのためには、世代間の公平性の観点や税収としての安定性等から消費税が重要である。
- 消費税の用途は、社会保障に限定すべきである。その範囲については、基礎年金、高齢者医療、介護、子育て支援の給付に充てるべきという意見や、年金目的税化すべきとの意見等の様々な意見があった。また、厳密な意味での目的税化は不適切との意見があった。
- 消費税率の引上げについては、先送りすべきではないとの意見があった。また、将来的な消費税率や引上げの時期については様々な意見があった。さらに、適切な逆進性対策を図るべきである。
- 所得再分配機能の強化の観点等から所得や資産への課税のあり方などについても、検討すべきである。
- 国と地方のあり方について検討し、安定的な地方税体系の確立を図るべきとの意見があった。その際、地方の自主・自立性を高めるための地方税財政制度の見直しとあわせ、地方自治体が自ら納税者に向き合い、納得を得ながら行政サービスを行うことを目指すべきとの意見があった。

## (3) その他の意見

- 国民に負担増を求める際には、徹底した行財政改革を実行すべきである。

## 個別分野に関する具体的指摘事項について

分 野	具 体 的 指 摘 事 項 の 要 旨
医療提供体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療提供体制の改善や効率化には、地方公共団体の役割が重要。</li> <li>・ 地域ごとの特性に応じて医療計画を作成し、人材育成を含めた地域完結型のシステムを構築すべき。</li> <li>・ 公が関与し医師を全国に計画配置する制度を設けるべき。</li> <li>・ 「総合医」「家庭医」の育成・普及を図るべき。</li> <li>・ 医療ミス防止のため、医療事故調査委員会を設置すべき。</li> <li>・ 費用の節約を図る観点からも医療と介護の連携を進めるべき。</li> <li>・ 後発医薬品の使用を促進すべき。</li> <li>・ 患者の命を守るのか、QOLや尊厳を守るのかについて、国民的コンセンサスの形成を図るべき。</li> <li>・ 高齢化社会では、自ら健康を維持管理することが重要。</li> <li>・ 被災地域を特区にして新たな医療供給体制を構築すべき。</li> <li>・ 優先順位付けや年次計画の策定などにより、改善点の見える化を図るべき。</li> </ul>
介護サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護予防や自立した生活のためのサービスを拡充すべき。</li> <li>・ 状態を改善させるような適切な介護サービスの実施が必要。</li> <li>・ 高齢者が住みやすい住宅の整備やまちづくりと、巡回型訪問介護サービスの充実を図るべき。</li> <li>・ 特別養護老人ホームの整備基準の見直し等により、施設を住宅に転換すべき。</li> <li>・ 認知症高齢者のための市民後見人の育成等、認知症対策を推進すべき。</li> <li>・ ボランティアなどを活用してサービスの改善を図るべき。</li> <li>・ 株式会社など多様な運営主体の参入を促進すべき。</li> <li>・ 措置から契約への移行に適合した経営に社会福祉法人を改革すべき。</li> <li>・ ケアマネージャーの質の向上を図るべき。</li> <li>・ 医療介護の人材育成の課程を見直すべき。</li> <li>・ 合併や協同組合化等も含め、介護事業者の育成を図るべき。</li> <li>・ 震災後の社会に対応するよう地域福祉計画、介護保険計画等を見直しを図るべき。</li> <li>・ 小中高などの教育カリキュラムの中で「福祉」を義務化すべき。</li> </ul>

医療保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県の役割の強化、レセプトチェックの強化など保険者機能の強化を図るべき。</li> <li>・地域保険への統合など、公的医療保険の再編を進めるべき。特に、国民健康保険については、都道府県を運営主体とすることを含め、安定的な運営を確保すべき（将来的には国に一元化することを目指すことも検討）。</li> <li>・公的医療保険は段階的に全国一本化を目指すべき。</li> <li>・高齢者医療制度の見直し。</li> <li>・高齢者の窓口負担を引き上げるべき。</li> <li>・患者一部負担は諸外国に比べ高い。高額療養費の上限も、財政影響を勘案しつつ、できる限り引き下げるべき。</li> <li>・医療保険については、ビッグリスクをみんなできちっと支え合うが、中所得以上の人はスモールリスクは自助努力で賄うということも一つの考え方である。医療保険の給付範囲を見直す観点から、いわゆる保険免責制の導入を検討すべき。</li> <li>・患者にとって病気が軽度かどうかは明らかでなく、早期治療が困難になるため、保険給付範囲の縮小につながる保険免責制には反対。</li> <li>・医療を産業として育成する等の観点から、混合診療を原則解禁すべき。</li> <li>・既に保険外併用療養費制度（評価療養・選択療養）が導入されており、その積極的な活用を図るべき。低所得者が医療を受けられなくなるおそれのある混合診療の解禁には反対である。</li> <li>・医療費高騰抑制のため、薬剤費全体の抑制が必要。</li> </ul>
介護保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者の範囲を拡大（20歳以上など）すべき。</li> <li>・被保険者の対象年齢は維持すべき。</li> <li>・施設入所者等は重度要介護者に重点化すべき。</li> <li>・補足給付を中心に給付の無駄削減を行うべき。</li> <li>・自己負担を2割に引き上げるべき。</li> <li>・付加的なサービス等についての選択肢を拡大すべき。</li> <li>・介護保険に係る権限は、基礎的自治体に一元化すべき。</li> </ul>
子ども・子育て	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもを安心して育てられる社会にしないと、社会保障を支えることすらおぼつかない。社会保障の中で、全ての子育て家庭を支えることを明確に位置づけるべき。</li> <li>・子育て支援拠点と包括的な相談体制の整備を推進すべき。</li> <li>・乳幼児医療費助成制度の全国統一化。</li> <li>・誕生から小学校入学まですべて幼児教育と位置づけて一元化すべき。</li> <li>・利用者の人数に応じて補助金を払う仕組み又は育児バウチャーとすべき。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体の判断基準を透明にわかりやすくし、多様な供給主体の参入を促すべき。</li> <li>・子ども手当は、保育所等に用途を限定した「国民保育券」にすべき。</li> <li>・労働時間の短縮化により、家族、地域の安定、女性の就労促進、国民の健康改善、育児介護の負担減を図るべき。</li> <li>・低所得世帯の負担増にならないよう配慮しつつ、片働き世帯モデルによる税と社会保障のシステムを見直すべき。</li> </ul>
基礎年金制度・最低保障機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マクロ経済スライドの実施による基礎年金水準の低下について、対応が必要。</li> <li>・最低保障機能の強化を図る際には、高所得者・高年金者の基礎年金は減額すべき。</li> <li>・無年金者を少なくする観点から、25年の現行受給資格期間を短縮すべき。</li> <li>・25年の現行受給資格期間の短縮化は未納者の増加や将来の低年金者の発生の可能性がある。保険料の強制徴収や年金教育の徹底とセットで検討すべき。</li> <li>・基礎年金は負担の一元化を図るべき。</li> </ul>
年金（その他）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て世帯の保険料負担を軽減すべき。</li> <li>・年金課税を強化すべき。</li> <li>・国民年金未納付、厚生年金適用漏れ拡大への対策を講じるべき。</li> <li>・少ない時間でも働いたら年金保険料の事業主負担分が発生する仕組みを検討すべき。</li> </ul>
社会的包摂	<ul style="list-style-type: none"> <li>・求職者支援制度などの職業訓練を拡充すべき。</li> <li>・ワークシェアリングの導入、最低賃金や男女の賃金格差、労働者派遣のあり方などを見直すべき。</li> <li>・行政の縦割りや申請主義を排し、パーソナルサポートなど関係機関の一層の連携強化による総合的・包括的な相談体制を構築すべき。このため、マンパワーの育成と充実を図るべき。</li> <li>・生活に困窮する住民を支える拠点として、住民が直接接する基礎自治体でのサービスの充実や体制づくりを進めるべき。</li> <li>・複合的な困難を抱える若者に対しては、関係機関が横断的に連携して「伴走的支援」を行うべき。</li> <li>・行政の現場での情報共有を進めるため、個人情報保護のあり方等についても検討すべきである。</li> <li>・国が把握、保管すべき国民の情報とその運用について検討が必要。</li> <li>・貧困の連鎖を断ち切るためには、教育が重要。</li> <li>・子どもの貧困の解消を図るべき。</li> <li>・学齢期以降の障害児施策を充実させるべき。</li> <li>・ひとり親家庭に対し、就労に偏らない生活全般を見渡し支援する仕組みを構築すべき。</li> </ul>

生活保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 制度や運用を見直し、就労や自立を促進すべき。</li> <li>・ 医療扶助・住宅扶助の適正化を図るべき。</li> <li>・ 暴力団や貧困ビジネス対策等不正受給防止対策を徹底すべき。</li> <li>・ 関係者の連携強化による漏給防止、相談窓口体制の充実を図るべき。</li> </ul>
障害者施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総合的なサービス体系の構築を図るとともに、十分なサービスが確保できるよう安定財源を確保すべき。</li> <li>・ 新制度については、地方公共団体等の関係者の意見等を尊重すべき。</li> </ul>
財源確保と財政健全化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 増税の時期は先送りすべきではない。</li> <li>・ 消費税率をできるだけ速やかに10%まで引き上げる。2020年代半ばまでに10%台後半に引上げ。</li> <li>・ 消費税は将来、10%台半ばまで引上げ。</li> <li>・ 景気動向を踏まえながら、慎重に引上げ時期を判断すべき。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本版休眠口座基金を創設すべき。</li> </ul>

## 会議等の開催経過

### <集中検討会議における公開ヒアリング>

① 2月19日

日本経済団体連合会、経済同友会、日本商工会議所、  
日本労働組合総連合会

② 2月26日

毎日新聞社、読売新聞社、日本経済新聞社、産経新聞社

③ 3月 5日

駒村康平慶應義塾大学教授、矢崎義雄国立病院機構理事長、池田省三  
龍谷大学教授、前田正子甲南大学教授、湯浅誠内閣府参与・反貧困ネ  
ットワーク事務局長

### <準備作業会合におけるヒアリング>

- 全国知事会、全国市長会、全国町村会
- 伊藤元重東京大学大学院教授、土居丈朗慶應義塾大学教授、  
大田弘子政策研究大学院大学教授、藤井威元駐スウェーデン大使
- 財務省、総務省、経済産業省、文部科学省、内閣府

### <意見交換会>

- 亀田信介委員、駒崎弘樹委員、生水裕美委員、丹生裕子委員、宮本  
みち子委員、赤石千衣子委員、小川泰子委員、中橋美恵子委員、湯浅  
誠委員、有吉晶子委員、濱田邦美委員、藤本晴枝委員、細野真宏委員
- 日本医師会、日本歯科医師会、日本薬剤師会



## 社会保障改革に関する意見等 (社会保障改革に関する集中検討会議におけるヒアリング等結果要旨)

事項	項目	経済・労働団体	新聞各社	地方団体	有識者	集中検討会議委員
1. 総論的事項	社会保障改革の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会保障制度改革は待ったなし。(日商)</li> <li>・経済活力は国民の安心基盤であり、社会保障の安定にも資する。(経団連)</li> <li>・中間層の再生と経済社会の好循環、全世代型の体系への転換、安定財源確保を行い、積極的社会保障政策への転換が必要。(連合)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者向け福祉は、水準を見直す部分を冷静に見極め、少子化対策や失業・雇用対策、教育にはもっと力を入れる。(朝日)</li> <li>・社会保障国民会議や安心社会実現会議、さらには現政権下の議論も含め課題は出尽くしており、待ったなしで実行。(毎日)</li> <li>・成長政策や少子化対策に国を挙げて取り組む。同時に社会保障について、不公平の是正やサービスの改善と効率化を目指した改革を実施。(日経)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・元気な高齢者が活躍できる社会の実現。(知事会)</li> <li>・多様な働き方を可能にするような制度改革と支援の仕組みづくりを急ぐべき。(知事会)</li> <li>・全国一律の現金給付は国、サービス給付は地域の実情に応じ地方が実施するという役割分担の下で互いに協力。(知事会)</li> <li>・社会保障給付の多くは基礎自治体が供給しており、社会保障の対人サービスは基礎自治体のマンパワーと組織が支えている。基礎自治体は相当量の単独事業も実施している。(市長会、町村会)</li> <li>・生涯を通じた生活全般の社会保障、ヒューマンタッチ(マンツーマン)の社会保障、国と地方の協働と役割分担に基づく社会保障、地域社会・社会福祉法人・NPO・企業等との協働による社会保障等を社会保障改革の目指すべき基本方向とすべき。(市長会)</li> <li>・サービスを必要とする人に、包括的なケアを提供できるよう、総合案内所的拠点(社会保障の総合プラットホーム・ワンストップサービス)を整備・拡充する必要がある。(市長会)</li> <li>・分権型・連携型の社会保障に向けて、地方に対する義務付け・枠付けを見直すとともに、制度の切れ目なくサービスを一体的に提供。(町村会)</li> <li>・社会保障の理解を深める教育と雇用保障が社会保障の基盤。(町村会)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本社会に存在する3つの断層(セーフティネットの薄さ、正規非正規の処遇格差、自営業の所得捕捉制約からくる社会保険制度の分立)の克服が課題。(駒村)</li> <li>・国民が納得できるような絵を描くときには、ミクロによる「合成の誤謬」に陥らないよう、マクロ全体としてつじつまのとれた案を作成すべき。(伊藤)</li> <li>・個別の分野での制度設計における鍵は、コストベネフィットバランス。また、個々のユーザーがコストを下げるためのインセンティブは入れ込む余地がある。(伊藤)</li> <li>・よりよい社会保障給付をより低いコストで実現することこそ「社会保障給付の効率化」。(土居)</li> <li>・高齢化のスピードを直視した現実的な姿を提示するとともに、公費の役割を明示し、給付を重点化して、限られた財源を最大活用。(大田)</li> <li>・供給側ではなく、利用者の立場に立ったサービスの供給体制の見直しが必要。民間活用で医療や介護を成長分野とすべき。(大田)</li> <li>・「新成長戦略」の確実な実施。福祉国家戦略と新成長戦略の同時遂行。(藤井)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昨今の日本国債の格下げの問題も含め、遅れば遅れるほど財政状況の改善の必要性が高まり、必要とされる社会保障の改革に回らなくなるのではないかと。時間は非常に限られている。(2/5 峰崎)</li> <li>・医療・介護を活用し、雇用と消費が連鎖する制度を作り、経済活性化。結果、国家財政が豊かになり、より公費が投入できるという好循環を目指すべき。(3/5 亀田)</li> <li>・働ける人は皆働くことを前提とし、高齢者という概念や定義を忘れ、社会が求めるサービスを議論して制度設計すべき。年齢による区分(定年制度等)は廃止。(2/19 亀田)</li> <li>・改革をするからには、現状の問題点を指摘した上で、改革の考え方を大きく一つにまとめて、国民に提案していくべきである。(2/5 吉川)</li> <li>・社会保障改革について、このままの状態では日本の国家はこうなるということを国民に十分理解してもらう必要。ビジョンや現状を平易な言葉で、国民とコミュニケーションすべき。(2/5 成田)</li> <li>・負担は軽くなるけれども、国民にとって現在よりも制度がより良くなるという改革案とすべき。そのためには制度を合理的にすべき。(3/5 堀田)</li> <li>・社会保障改革が進む前提として、経済成長や付加価値・生産性の向上が不可欠。(4/19 清家・吉川・渡辺)</li> <li>・社会保障の「産業化」という問題について、成長分野として位置づけ、これを「産業化」していくというリーダーシップが必要。(4/19 岡村・渡辺)</li> <li>・憲法25条の理念があるからこそ「社会保障制度改革は待ったなしの課題」。(4/23 安藤)</li> <li>・社会保障のあるべき方向性として、「個々人が、それぞれの能力を存分に活かして尊厳を持って生きることができる社会」、「住み慣れた地域の中で誰もが最期まで暮らせる社会」といった基本理念や、「共生」といったわかりやすい言葉をキーワードとして提示すべき。(4/23 堀田)</li> <li>・「総合化」、「ワンストップ」「パーソナルサポート」もキーワード。(4/23 小川)</li> <li>・国民の不信感を払拭するためには、社会保障改革の行動指針を示し、社会保障を守るといったメッセージを伝える必要。(4/23 細野)</li> <li>・今の企業環境は、世界との競争が激化しており、国内での雇用創出を阻害しない配慮が必要。(4/23 渡辺)</li> </ul>

目指すべき社会保障の姿（給付と負担）

- ・ 自助、共助、公助のバランスをとりつつ、国民の負担で賄う範囲を明らかにすべき。（経団連）
- ・ 「公」に過度に依存せず、現行の社会保険方式を原則としながら、不足する部分を公費負担で補う。現役世代と企業に負担を求めていくことは限界。（日商）

- ・ 医療・介護の危機は、社会保障費抑が一因。やみくもな抑制路線は改めなくてはならない。（読売）
- ・ 自立自助が社会の基本。（産経）

- ・ 自助・自立を前提としつつ、社会保障制度は、これを補完する相互扶助の仕組みという基本に立ち返るべき。そのためにも受益と負担の関係を明らかにし、国民に分かりやすく浸透性の高いしくみに改めるべき。（知事会）
- ・ 増大・多様化する社会保障需要に対し、NPOなど新しい公共を担う多様な主体が活躍する共助社会づくりを進めるべき。（知事会）
- ・ 自助、共助、公助の適切な組み合わせが重要。（町村会）

- ・ 若い人が1年間働いても稼げないほどの年金を夫婦でもらっている場合もあり、若い人々は支えていくことに不安を感じている。（2/19 宮島）
- ・ 国民は給付の改善だけを求めるのではなく負担も考えるべきと提起すべき。（2/26 笹森）
- ・ 社会保障を持続し、機能させていくためには、国民に必要な負担をお願いしなければならないということを正面から訴えるべき。（4/1 峰崎）
- ・ 自助・共助の考え方は社会保障の基本理念であり、国民の理解が必要。（4/7 岡村）
- ・ 地域の問題は地域で解決していけるような仕組みの構築が必要である。（4/19 矢崎）
- ・ 所得再分配の強化という考え方は必要。（4/23 赤石）
- ・ 社会保障を考えるときには、一人も漏らさず参加を保障して、一人一人を「包摂」する社会を目指すべきである。（4/23 湯浅）
- ・ 日本が福祉先進国につくりかわるということを打ち出すべき。（4/23 小川）
- ・ 福祉や医療や介護の再生、社会保障のまちづくりといった視点が重要。（4/23 湯浅）
- ・ 雇用やそれ以外の形を通し、社会を維持するためにすべての人が何らかの役割を果たすという社会設計をする必要。（4/23 宮本（み））
- ・ 「何のための増税か」ということが国民に明らかになるような形とすべき。（4/23 濱田）
- ・ 負担を求めるときは、低所得者に配慮する必要。（4/23 湯浅）

施策の優先順位

- ・積極的社会保障政策において、①子ども・子育てを社会全体で支えるしくみ、②三層構造のセーフティネット、③高齢期の安心、④安心の住まいを保障、⑤労使等が運営に参画する「社会保障基金」の創設、を推進。(連合)
- ・社会保険方式の医療・介護・年金と、福祉的要素が強い子育て、貧困対策等とは、基本的に制度の仕組みが異なる。今回の改革では、医療・介護・年金を中心に検討すべき。(4/23 日商)

- ・先進国と比較しても少子化・子育てへの公費支出は極端に少なく、少子化対策に思い切って資金を投入(朝日、毎日)
- ・ほころびが出ている年金・医療・介護と子育てや若者支援も分厚い対応をしなければならないという二正面作戦が必要。(毎日)
- ・新財源は医療、介護、少子化を優先し、年金は現行制度の骨格を維持。(産経)

- ・児童・家庭関係社会支出は増額すべき。(知事会)
- ・年金や高齢者医療など国の負担が大きな分野だけ取り出して限定的に考えるべきではない。(町村会)
- ・切れ目なく全世代を対象とし制度全体のあるべき姿を示すべき。(町村会)

- ・多くの若い人は、生き難さ、働き難さが社会保障の問題であると理解しておらず、むしろ、社会保障は高齢世代を支えるだけのものだと、距離感、信頼の喪失が生じている。理解の共有と信頼回復の同時追求が必要。(2/5 宮本太)
- ・この社会そのものが持続困難になっている中での基本的な対応策は、老若男女を問わず一人でも多くの人たちが、支えられる側から支える側に回っていくということ。(2/5 宮本太)
- ・年金制度は社会保険制度で対応可能。税財源は、サービスの提供があり、また、産業の活性化にもつながる医療や介護といった分野に投入していくべき。(2/5 清家)
- ・社会保障制度の持続可能性は、制度の設計にかかっているのではなく、それを支える現役世代の活力にかかっていることを強調すべき。制度を改革する際には、雇用をもっと元気にすることがポイント。(2/5 清家)
- ・年金、医療、介護だけでなく、むしろ日本の未来を担う子ども、若者、現役世代が力を発揮する社会の基盤形成が必要(4/7 古賀)
- ・子育て・子ども、貧困・格差問題が入ったことは高く評価。(2/19 笹森)
- ・医療・年金・介護保険だけでなく、福祉の今までなかった分野にどのように新しいセーフティネットを充実させていくかも重要。(2/19 前田)
- ・人生前半の社会保障をより充実すべき。(2/19 宮島)
- ・子供世代・現役世代への支出、家族関係支出を増やすことが必要。(赤石②)
- ・「持続可能な社会」の実現のためには、新たな価値を生み出す次世代育成支援など「ポジティブ・ウェルフェア」(積極的福祉)を目指すべき。(宮本み①)
- ・国が現役世代への社会保障を行わないということは、日本の将来に責任を持たないと言っているに等しい。目に見える目標値を定め、若年世代への社会保障を厚くしなければ、現役層の負担増への理解は得られない。(4/19 有吉資料)

震災復興対策との関係

- ・復興の財源は将来の財政健全化の方向と結びつけた方がよい。(伊藤)
- ・高齢化が進んでいる被災地では、社会保障の強化は震災復興と矛盾するものではなく、震災復興と社会保障の強化と財政健全化の同時達成は、実現可能。ただし、それぞれの財源の確保が必要(土居)
- ・財政健全化目標は後ろ倒しする必要はない。震災復興の財源負担は2020年代には解消して、2030年代には社会保障の充実に専念できる財政運営が必要。(土居)
- ・社会保障の財源と震災の財源はあまり重複しない方がよい。(土居)

- ・震災復興と社会保障・税一体改革の関係は、完全に切り離すべきでもなく、一方で混同すべきでもない。両者のつなげ方が大きな課題。(3/26 宮本太)
- ・震災により、財源制約が厳しくなる中、より限られた財源で手当すべきものと、社会保険という共助で手当すべきものを今まで以上に峻別し、保険制度については、保険原理に従いより高いリスクをカバーするものとなるよう、見直すべき。(3/26 清家)
- ・震災により財政制約は厳しくなっている一方、万が一のときのリスクに備える、という社会保障の機能が適切に発揮されるためには、効率化が必要。真に守るべき機能を骨太に示す必要。(4/1 清家)
- ・震災で、一人一人が自助努力のみで生きていくのは不可能であり、社会的な支えが必要だということが明らかになった。少子高齢化、家族形態の変容により、社会的に困難な状況にある人たちが増えるといういわば「長期かつ音のない地震」が起きている中で、社会保障は震災復興と同じ役割を担っており、それに備えるべき。(4/1 吉川)
- ・震災により、社会保障に振り向けることが可能な財源は厳しくなっており、重点化・効率化は重要。(4/1 吉川)
- ・震災復興のために新たに大規模な政府支出が必要なことを考えれば、財政の国際的な信認、市場の信認を確保するためにも、より一層、社会保障と税の改革の必要性が高まっている。(4/19 清家)
- ・震災復興は短期的で、地域的で、個別的であり、社会保障改革は長期的で、全国的で、構造的であるという違いはあるが、「支える力を高める」という点で重なり合っている。(4/23 宮本)
- ・一瞬にして何もかもを失ったという極めて深刻な状況にある被災地の復興と、既に築き上げてきた社会保障の持続可能性の問題は同じレベルで考えることなく分けて考えるべき。(4/23 柳澤)
- ・被災地を、これまでの社会保障の課題を克服したモデル地域として、全国につなげていく契機とすべき。(4/23 古賀)
- ・今回の震災の中から見えてきた今の社会保障制度の様々な問題点を変えていくべき。また、被災地において、これから新しく目指す社会保障の姿をモデル的に先行して実施。(4/23 古川)
- ・被災地は、社会保障を含めたまちづくり、持続可能な長寿社会のモデルとなる。(4/23 亀田)
- ・全体のビジョンを示す中では、被災地以外の地域においても震災の影響が出ていることを考慮すべき。(4/23 有吉)

	超党派での議論の必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長期に安定的な制度を構築することが必要。超党派、労使、国民各層代表による国民的な「協議の場」を設置。(経団連、連合)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税制と社会保障の一体改革は、もとは自民党政権が試みてきた政策。民主党政権が検討している内容もさして変わらないとすれば、両党で協議すべき。(朝日)</li> <li>・年金は、政権が代わるたびに換えられるものではなく、与野党の政治家が国民の声を聞き、協力して検討。(日経)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・与野党議員からなる法律に基づく常設の社会保障諮問会議の設置が必要。(駒村)</li> <li>・負担増→福祉サービス水準向上→受益感覚という過程を踏まえつつ、国民との対話、与野党との対話を通じて、適切なビジョンの形成に努めるべき。(藤井)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これまで社会保障改革について答申が出されてきたが、立法府が実施していないことは責任放棄。政府・与党だけの問題ではなく、国会の責務であることを問いかけるべき。(2/19 笹森)</li> </ul>
2・番号	番号制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会保障・税共通番号の導入は急務。(経団連、日商、連合)</li> <li>・所得捕捉の強化、社会保障における負担と給付を個人ベースで可視化。社会保障の運営事務コストを削減。(同友会)</li> <li>・番号導入のメリット・デメリットとその対策等をわかりやすく情報発信すべき。(連合)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号は、所得・資産の正確な把握、公平な課税に役立つとともに、効率的できめ細かい社会保障ができる。(朝日、読売、毎日、日経、産経)</li> <li>・目的外利用に対する厳罰、第三者機関による監視、個人情報漏出防止など安全確保と、問題が生じた際に救済する対策が重要。(朝日、産経)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年金未納問題への対策にあたり、「社会保障・税に関わる番号制度」を活用。(知事会)</li> <li>・全ての国民を対象として公平かつ効率的な社会保障給付を実現するためには「共通番号制度」の導入等が不可欠。(市長会)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会保障・税に関わる番号制度の「マイ・ポータル」における利用可能な行政サービスの明示。(湯浅)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民IDは是非とも作るべき。(亀田①)</li> <li>・公平性と経費の抑制という面から考えると、共通番号制をしっかりと整備し、かつ、ITを最大限に利用し効率化を推進。(4/7 岡村)</li> <li>・社会保障番号の導入によって、現行の制度が具体的にどう改善するのかという情報を入れて発信すべき。また、効率化の中で番号がどういう役割を果たすのか示すべき。(4/19 吉川)</li> </ul>

### 3. 医療・介護

サービス提供体制の見直し(重点化、効率化、機能分化と連携、地域包括ケア等)

- ・医療機関・介護との機能分化と連携促進。地域医療の担い手確保。包括払い方式、後発医薬品の使用促進。(経団連、同友会、日商)
- ・看護師等のスタッフ人材の増強。不足している介護人材の充実化(4/23 日商)
- ・介護について、地域ケア体制の整備や医療ケアニーズ対応への環境整備。まちづくりのあり方も含めた総合的な医療・介護ニーズ対応。(経団連)
- ・家族等介護者への支援体制充実。介護労働者の適正処遇による人材の確保。(連合)
- ・株式会社等、多様な経営主体の参入促進。(同友会)

- ・医師養成、医師が医療に専念できる環境作りに取り組み、そのうえで、診療科目の選択や医師の配置に対して公的に関与する制度を設ける。(朝日)
- ・医師配置を行う公的機関の創設、地域の開業医による救急医療体制整備、医療ミス防止のための調査委の設置。(読売)
- ・「家庭医」を育成・普及。療養病床の高齢患者をケアの厚い介護施設に誘導。(日経)
- ・地域包括ケアシステムの確立。(連合)

- ・医療機関等の機能分担と連携強化、地域偏在と診療科間の偏在の解消。医療ニーズを考慮した計画的な医師・看護師等の養成・確保。保健所や市町村保健センター等が実施する健康増進の取組の拡充。(知事会)
- ・地域を支える医師・看護師等の絶対数確保すべく即効性のある施策と十分な財政措置、県域を超えた医師派遣体制や需給調整システムの更なる充実、病院勤務医・看護師等の就労環境改善のための支援策、女性医師・看護師の出産・育児後復帰の支援、自治体病院をはじめとする中核病院の十分な財政措置。(市長会、町村会)
- ・介護予防や自立した生活のためのサービスを大幅に拡充。(知事会)
- ・21年度介護報酬改定及び介護職員処遇改善交付金の効果を十分検証した上で、中長期的に安定した人材確保のための抜本的措置を講ずべき。(知事会)
- ・介護従事者の処遇改善に係る事業は国の負担と責任で恒久化すべき。(市長会)
- ・介護保険の指定居宅サービスや介護保険施設等の指定・監査事務権限を基礎自治体に一元化。(市長会)
- ・地域包括ケアシステム確立のため、地方自治体の裁量範囲を拡大が必要。介護予防の充実。医療と介護の連携が重要。(町村会)
- ・施設整備の拡充や介護人材の確保。(町村会)

- ・政府が医療提供体制のグランドデザインを描き、その方向性を示した上で、地域の特性に基づいた医療計画と調整。(矢崎)
- ・急性期医療から在宅医療まで人材育成を含めた地域完結型のシームレスなシステムの構築。(矢崎)
- ・病院の機能分担と連携強化による地域医療の崩壊防止。(矢崎)
- ・介護事業者について、合併・協同組合化を促進し、中堅企業に育成。(池田)
- ・ケアマネジャーの質向上。(池田)
- ・高齢者のための住居の整備と巡回型訪問介護サービスの充実を組合せ。(池田)
- ・今の介護保険制度では、要介護者が人為的に作られている。適切な介護サービスにより、軽快させることは可能。(池田)
- ・患者の命を守るのか、QOLや尊厳を守るのか、現場の医師の判断の拠り所となる国民的なコンセンサスを作ってほしい。(矢崎)
- ・「医療と介護の連携」と言いながら、現場の作業協力の話はあっても、どれだけ給付を節約できるかという話がほとんどない。(土居)
- ・医療提供体制や介護の供給で工夫する余地はある。復興の際に、医療、介護の提供を工夫すれば、より低コストでよりよいサービスが提供可能。(土居)
- ・中核病院を指定し、財源と人材を集中投入。家庭医の育成、開業自由への制約。(大田)
- ・被災地域を特区にした新たな医療供給体制の構築。(大田)
- ・措置から契約への移行に適合した経営に社会福祉法人を改革すべき。(大田)
- ・8020の達成で健康寿命の延伸を図る。「看取りの歯科医療」の確立。(日歯)
- ・薬剤師をはじめ、医療従事者の有効活用。(日薬)

- ・医療提供体制の改善や効率化には、地方公共団体の役割が重要。(4/23 矢崎)
- ・高齢化社会では、自ら健康を維持管理することが重要。(4/23 矢崎)
- ・医療提供体制の課題の解決には、改革内容のメッセージや対話を通じて、サービスの受け手の意識の変革を促していくことが必要。(4/23 藤本)
- ・保険医であれば診療報酬の約7割は公金で賄われている以上、へき地へ行く、皆が好まない麻酔科等の診療科を選択するなどの義務が課せられるべき。(3/5 濱田)
- ・医療・介護は雇用の受け皿となるが、専門職の業務範囲の見直し及び新たな職種の創設を行い、そのための訓練プログラムと支援制度が必要。(2/19 亀田)
- ・現場の医師の声を踏まえ、地域医療の現場に資金が流れるシステムを構築。(丹生①)
- ・医師のスキルアップのため、へき地でも様々な情報が収集可能な体制を構築。(藤本③)
- ・全身を診られる総合医を増やすべき。(藤本③)
- ・優先順位付けや、年次計画の策定などにより、改善点がわかるようにすべき。(4/23 濱田)
- ・介護保険の利用に限界があるならば、市町村や都道府県の福祉施策を充実。(2/19 小川)
- ・現状だと伸びていく負担が軽くなり、かつ制度がよくなる改革案でなければ国民は受け入れない。金銭ではなくボランティアなど労力を活用して中身を充実させるよう案を検討する必要。(3/5 堀田)
- ・地域包括ケアは正しい。自宅で最期まで暮らせる方向への転換は強力に進めるべき。(3/5 堀田)
- ・認知症への国民の不安が大きい。認知症高齢者の後見人が不足。市民の後見人を養成すべき。(3/5 堀田)
- ・介護事業者の倒産、介護従事者の離職の問題が深刻。(3/5 小川)
- ・介護について市町村の福祉政策を充実させるための地方の権限の見直し。(小川②)
- ・特別養護老人ホームにおける「ムリ」や「ムダ」、医療の在り方等の見直しが必要。(小川②)
- ・特別養護老人ホームの整備基準の見直し等により、施設を住宅に転換すべき。(4/23 小川)
- ・空き室の多い公団住宅、社宅等を少子・高齢社会にあった住宅に創り変え、経済を活性化。(小川②)
- ・震災後の社会に対応するよう地域福祉計画、介護保険計画等を見直しを図るべき。(4/23 小川)
- ・小中高などの教育カリキュラムの中で「福祉」を義務化すべき。医療介護の人材育成の課程を見直すべき。(小川)

保険制度の安定（保険者機能の強化等）

- ・ 公的医療保険制度は地域保険に再編・統合。（同友会）
- ・ 高齢者医療制度は、税負担割合の拡大で対応。（経団連）
- ・ 高齢者（退職者）医療は、被用者グループが支える「退職者健康保険」、任意継続加入、地域の国保への加入を選択可能とする。（連合）
- ・ レセプトチェックの強化など保険者機能の強化。（日商）
- ・ 介護保険の対象を重度の利用者に重点化。（経団連）
- ・ 介護保険の税負担割合を拡充。（経団連）
- ・ 介護保険の給付対象を全年齢に拡大するとともに、被保険者範囲を医療保険加入者に拡大。（連合）
- ・ 介護保険の被保険者の対象年齢は維持。（日商）

- ・ 保険料と患者負担の増加を抑え、その分税金投入を増加。負担と給付を決めるのは都道府県の仕事にし、診療報酬は知事が最終的に決定。（朝日）
- ・ 介護保険の税負担割合を高めるとともに、若者に保険料負担を求めることも検討。（朝日）
- ・ 医療と介護は一体改革をする必要。家族の負担を軽減しつつ地域医療・在宅介護を重点的に拡充する。（毎日）
- ・ 介護報酬を緊急に引き上げて職員の待遇と施設経営を改善し、「介護難民」を防ぐ。（読売）

- ・ 現行の後期高齢者医療制度は維持し、安定的な運営に努めるべき。（知事会）
- ・ 市町村の国保特会は、一般会計からの多額の法定外繰入が恒常化しており、国費の拡充等による安定的な運営を確保すべき。（知事会、市長会、町村会）
- ・ 国民健康保険制度について都道府県としても積極的に責任を担う覚悟（ただし、将来的には全国レベルでの一元化を目指すべきとの意見あり）。（知事会）
- ・ 国を保険者とする医療保険制度の一元化を実現するにあたり、実現までの間、都道府県を運営主体とする国保制度に再編・統合（施行時期も明確化）。（市長会、町村会）
- ・ 介護保険料の上昇を国民理解の範囲内に抑制するため、保険料と公費（国・地方）の在り方の見直しを検討すべき。（知事会）
- ・ 介護給付費の抑制を図るため、介護予防の更なる充実と公費負担の引き上げ（併せて国庫負担割合の引き上げ）。（市長会）
- ・ 介護保険における国民共通経費や低所得者対策などは国費で負担。（市長会）
- ・ 介護保険運営の広域化検討。（市長会）
- ・ 介護保険の保険料負担は限界に達しており、現行の枠組みでは維持できず、公費投入による財政基盤の強化は不可欠。（町村会）
- ・ 介護保険料の減免や保険給付の態様について地方自治体が独自に決定できるようにすべき。（町村会）

- ・ 国民皆保険制度を維持することが重要。（矢崎）
- ・ 公的医療保険制度の全国一本化、被用者保険の保険料率格差の是正や上限の引上げ。（日医）
- ・ 介護保険の安定的な財源確保に向けては税財源の充当ではなく、保険料の引上げで対応。被保険者の年齢引下げも選択肢。（池田）
- ・ 市町村において、保険者機能、保険者責任を再認識する必要。（池田）
- ・ 介護保険の給付の重点化。付加的なサービス等についての選択肢の拡大。（大田）

- ・ 雇用創出、経済活性化、社会保障の充実のため、税・保険料だけでなく、経済的フローが回り持続可能な財源が確保できる医療・介護制度への抜本改革。（2/19 亀田）
- ・ 介護保険は、20歳から責任を持つ意識の構築が必要。（小川②）
- ・ 介護保険制度の財源の責任を市町村から国レベルとすべき。（亀田①）

	<p>公的給付のあり方・利用者負担等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の窓口負担等について再検討。(日商)</li> <li>・公的保険適用の診療と患者の全額自己負担による自由診療との併用(混合診療)を拡大。株式会社の医療機関への参入促進。(同友会)</li> <li>・介護保険の自己負担を1割から2割に引上げ。(同友会)</li> <li>・介護保険施設入所者は重度に限定。(同友会)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康保険の免責制度など、自己負担拡大策を導入。混合診療を原則解禁し、医療を産業として育成。高齢者について医療保険と介護保険の一体運用も検討。(日経)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公費医療費助成の在り方を公平性の観点から見直すべき。(知事会)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補足給付を中心に介護保険給付の無駄削減が必要。(池田)</li> <li>・混合診療の解禁。(大田)</li> <li>・患者一部負担は諸外国に比べ高い。高額療養費の上限も、財政影響を勘案しつつ、できる限り引き下げるべき。混合診療の全面解禁は反対。(日医)</li> <li>・保険医療給付の効率化や重点化を図りつつ、評価項目の適切な見直し。評価療養、選定療養を積極的に活用すべき。(日薬)</li> <li>・患者にとって、病気が軽度かどうかは明らかでなく、保険給付範囲を縮小することから、保険免責制に反対。(日医)</li> <li>・早期治療が困難となるため、保険免責制に反対。医療費水準の引上げ、医療給付費への税投入割合の拡充。(日歯)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療保険において、大きなリスクは皆で支え合うが、中所得者以上の者は小さなリスクは自助努力で賄うというのも一つの考え方。(2/5 吉川)</li> <li>・医療・介護のセーフティネットをすべて公費や保険で賄うのは無理。限られた公的財源は、優先順位を明確にし、メリハリをつけて投入すべき。(3/5 亀田)</li> <li>・医療費高騰抑制のため、薬剤費全体の抑制が必要。(濱田③)</li> <li>・真に必要なニーズを満たすために保険や税を使い、公的にやるべきものと私的なものをきちんと区別すべき。(4/7 宮島)</li> <li>・医療保険の免責制の問題の議論が必要(4/1 清家)</li> <li>・既に保険外併用療養費制度が導入されており、低所得者が医療を受けられなくなるおそれのある混合診療の解禁には反対である。(4/19 峰崎)</li> </ul>
	<p>医療イノベーション・技術革新への対応等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療におけるICTの活用。診療情報の共有化、遠隔医療等ネットワーク化。(経団連、日商)</li> <li>・介護ロボット等の機器の実用化、普及。介護保険外サービス市場の拡大。(同友会)</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域医療における情報ネットワークの構築のためのIT活用。(矢崎)</li> <li>・診療データの共有、カルテ、レセプトの電子化による治療データの分析。(大田)</li> </ul>	



4. 子ども・子育て	子ども・子育て新システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安定財源確保と多様な主体の参入促進による待機児童の解消。(経団連)</li> <li>・特別会計の創設、企業負担増には反対。企業の役割はワークライフバランスの推進。(経団連)</li> <li>・保育所等の社会基盤整備。(日商)</li> <li>・「子育て基金」、「子ども・子育て総合支援センター」、「こども園」、放課後児童クラブ、多様な保育サービスなどの保育環境の整備・充実。(連合)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育サービスの充実、保育、育休含め多様なサポートによる育児支援の強化。(朝日、読売、日経)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「社会全体で子ども・子育てを支える」という考え方をベースに議論すべき。(知事会)</li> <li>・子育て施策については、国と地方の役割分担を明確にした制度を構築すべき。(知事会)</li> <li>・子育て施策について、国で十分な財源を確保し、地域の実情に応じたものとなるよう地方の裁量に委ねるべき。(市長会、町村会)</li> <li>・具体的な制度設計に当たっては「国と地方の協議の場」等における基礎自治体の意見を十分尊重すべき。(市長会、町村会)</li> <li>・子育て支援拠点と包括的な相談体制の整備。(市長会)</li> <li>・妊婦健診の公費負担の恒久化、子どもの医療費助成のナショナルミニマムとしての制度化検討。(市長会)</li> <li>・乳幼児医療費助成制度等の全国統一化。(町村会)</li> <li>・子ども・子育て新システムは、地方の創意工夫が可能となるような制度とすべき。(町村会)</li> <li>・幼保一体化は、都市部と地方での状況の違いに即した制度設計と実施方法にすべき。関係者との十分な協議が必要。(町村会)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎的自治体が担う包括的現物サービス基盤の整備が必要。(前田)</li> <li>・問題状況に応じた予防的支援が重要。(前田)</li> <li>・妊娠期から後期青年期までの包括的な施策体系・支援基盤の構築。(前田)</li> <li>・きめ細やかな子育て支援基盤整備のための財源と権限を基礎自治体に付与すべき。(前田)</li> <li>・誕生から小学校入学まですべて幼児教育と位置づけて一元化すべき。(大田)</li> <li>・利用者の人数に応じて補助金を払う又は育児パウチャーとすべき。(大田)</li> <li>・自治体の判断基準を透明にわかりやすくし、多様な供給主体の参入を促すべき。(大田)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会保障の中で、全ての子育て家庭を支えることを明確に位置づけるべき。(4/23 中橋)</li> <li>・全ての「子どもの育ち」と「子育てをしている家庭」を支援するための地域の子育て支援が行える仕組み(居場所や相談の拠点)づくりが必要。(4/19 中橋資料)</li> <li>・全ての子どもに対し、包括的支援と平等な機会の提供が必要。(有吉③)</li> <li>・地域の人も参加できる子育て支援の仕組み、企業の特性を生かした子育て支援メニューの開発を促進すべき。(中橋②)</li> <li>・子どもを安心して育てられる社会にしないと、社会保障を支えることすらおぼつかない。(4/23 赤石)</li> <li>・新システムは、幼保一体化により、待機児童をより吸収してトータルとして必要な受け皿を増やしながらか、コストの効率化をしっかりと実現することが大事。(4/7 宮島)</li> <li>・都市部では小規模園を解禁することで、より低コストでかつ機動的な待機児童対策が可能となる。(4/7 駒崎・安藤資料)</li> <li>・応益負担の構造を改め、低所得世帯の負担増にならない配慮が必要。(4/23 赤石)</li> </ul>
	働き方・仕事と子育ての両立等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てサービスを総合的に提供。仕事と子育ての両立支援を通じて、女性の就業率を向上。(連合)</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者控除、第3号被保険者制度・パート適用の見直しなど、男女の社会における活動の選択に中立な仕組みとすべき。(赤石②)</li> <li>・男性稼ぎ主モデルからの転換が必要。女性の継続就業率を上げ、M字カーブを解消。(赤石②)</li> <li>・仕事と子育てを両立しやすくすることは、今ある人材の活用とともに、次世代を育てることで、経済成長や持続可能性を高めるものであり、我が国の将来の発展に欠かせないものである。(4/19 宮島)</li> <li>・日本社会の平均的な女性の考え方を踏まえれば、働きたい女性が進出できるように、という視点が大事。(4/19 亀井)</li> <li>・ワークライフバランスの推進により、労働時間の短縮化を是正し、家族、地域の安定、女性の就労促進、国民の健康改善、育児介護の負担減を図るべき。(4/23 安藤)</li> <li>・低所得世帯の負担増にならないよう配慮しつつ、片働き世帯モデルによる税と社会保障のシステムを見直すべき。(4/23 赤石)</li> </ul>

	子ども手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 手当の水準や所得制限の導入を検討。(経団連、日商)</li> <li>・ 現物給付を優先し、現金給付とのバランスを図る。(連合)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子ども手当の考え方は理解できるが、所得制限の導入や、配偶者控除の廃止などを検討。(日経)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子ども手当と現物給付とのバランスに十分配慮。(市長会)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現金給付より、施設にいく仕組みの方が国民自身も納得できる。(丹生①)</li> <li>・ 保育所や子育て支援サービスに活用できる用途限定の「国民保育券」とすべき。(4/7 駒崎・安藤資料)</li> </ul>
5. 年金	年金制度抜本改革の考え方・改革のプロセス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行の2階建てを維持。(経団連)</li> <li>・ 新基礎年金制度と新拠出建年金制度の2階建て。(同友会)</li> <li>・ 保険料拠出を基本とし、公費負担で補うという考え方は将来にわたって維持。(日商)</li> <li>・ 支給開始年齢は65歳を堅持し、標準的な年金水準は所得代替率50%を維持する制度設計。(連合)</li> <li>・ 第一段階の改革として、基礎年金の全額税方式化と被用者年金一元化、第二段階の改革で、所得比例年金を一元化し、基礎年金を最低保障年金へ転換。一定以上の年収世帯はクローバック。(連合)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ いまの社会保険方式を土台に改革を進める。(朝日、読売)</li> <li>・ 抜本的な改革にこだわり、緊急に必要な改革ができなくなることを避けるため、改革案を①すぐに取り組むべき改革と、②将来的な課題、の2段階に整理。(毎日)</li> <li>・ 基礎年金を全額、消費税で賄い、充実させる。未納問題を改善、制度完成後は無年金者がいなくなる。(日経)</li> <li>・ 年金は「自己責任」が原則であり、①高齢者同士の助け合い、②給付水準の抑制、③支給開始年齢の引き上げが避けられない。(産経)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険料と税財源の組み合わせという現行方式を前提としつつ、現行制度の課題へ実効性ある対応を図るべき(ただし、将来的に税方式への移行を検討すべきとの一部意見あり)。(知事会)</li> <li>・ 番号制度も活用し、未納問題への実効性のある対策(低所得者への免除制度の積極的な利用促進、高所得者等への強制徴収の徹底など)を講ずるべき。(知事会)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 制度の持続可能性を維持すること、社会状況の変化に対応したものとすること、税財源と保険財源の組合せによる適切な給付水準を確保することが重要。(駒村)</li> <li>・ 今後有権者の高齢化により、改革の政治的な負荷は上昇するため、改革は喫緊の課題。(駒村)</li> <li>・ 働き方に対して「中立」で影響を与えない一元化された年金制度を2段階で実施。(駒村)</li> <li>・ 基礎年金の負担を一元化すべき。(大田)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全額税方式について、世代間の公平を維持できるか疑問。また、消費税率引上げ分を全部年金で使い切り、現役世代を支援する財源を捻出できないと、その部分でも世代間の公平が維持できない。(2/26 宮本太)</li> <li>・ 社会保険方式と税方式をどういう理念と制度の下に組み合わせるかについては、国民がきちんと理解できないと、年金の信頼は得られない。(4/7 宮島)</li> <li>・ 現行の制度でも第1号にも所得比例年金にあたる「国民年金基金」があることや、自営業者の場合は事業主負担ぶんがないため、そもそも自営業者を第2号と同じ制度に一元化するのは必然性が乏しい。(2/26 細野)</li> </ul>

最低保障機能、基礎部分の設計・財源	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当面、基礎年金国庫負担2分の1の財源を確保し、税負担割合の段階的引上げ。(経団連)</li> <li>・新基礎年金制度を創設し、65歳以上全員に月額7万円を給付、財源は全額年金目的消費税。(同友会)</li> <li>・社会保険方式を基本とすべき。(日商)</li> <li>・現行制度からの移行期間中の低年金・無年金者に対し、加算(補完)年金を実施。(連合)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険料を25年間以上払わないと年金がもらえない現在の仕組みは改める。低所得者は保険料の免除や軽減をもれなく受けられるようにする。(朝日)</li> <li>・受給資格期間を10年に短縮して無年金を少なく。無年金・低年金者に、税による新しい給付(高齢者福祉給付)を創設。(毎日)</li> <li>・月5万円の「最低保障」で低年金をカバー。基礎年金の満額は7万円に引上げ。(読売)</li> <li>・国内に10年以上住んだ人には老後、基礎年金を払う。そのために消費税率を5%程度引き上げ、その税収の全額を財源とする。(日経)</li> <li>・月額2万円程度の「自立応援年金制度」の創設。受給する際に所得状況チェック。財源は「高年金者」の基礎年金国庫負担部分と新たな財源で賄う。受給資格期間を10年程度に短縮。(産経)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護受給世帯の約半数が高齢世帯であることを考えると、将来の無年金等の発生予防の観点から、最低保障額の設定、受給資格期間(25年間)の短縮、保険料納付期間(2年間)の弾力化等の措置を検討すべき。(知事会)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マクロ経済スライドの実施により、基礎年金水準は大幅に低下するため、何らかの対応が必要。(駒村)</li> <li>・基礎年金を税財源の最低保障年金に組み替える。最低所得保障は世帯単位とする。(駒村)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・25年の受給資格期間は、免除期間も含めており、「低年金を防止するための措置」であることを考えると、安易な受給資格の引き下げは未納者を増やすことにも繋がりがねず、将来の低年金を生むことにもなる点に注意すべき。受給資格期間については、保険料の強制徴収や年金教育の徹底とセットで検討すべき事柄。(3/5 細野③)</li> </ul>
	所得比例部分の設計(適用拡大・一元化等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・積立方式・個人勘定の新拠出建年金制度を創設。(同友会)</li> <li>・年金一元化については、慎重に議論を進めるべき。(日商)</li> <li>・厚生年金と共済年金は統合すべき。厚生年金適用拡大は慎重に。(4/23 日商)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まず厚生年金の適用を拡大。(朝日、毎日、読売、産経)</li> <li>・所得把握の難しい自営業者も含めての制度一元化は将来の課題。(毎日)</li> <li>・基礎年金の保険料廃止分を、若者の将来の給付の充実や、パート社員の厚生年金加入促進等に充てる。(日経)</li> <li>・厚生、共済両年金を一元化し、自営業者等の所得把握が難しい国民年金は別制度のまま。(産経)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非正規労働者の厚生年金への適用拡大を図ることが重要。(知事会)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第一段階で、民間正社員・公務員・非正社員等を含んだ一元化。第二段階で、自営業者を含んだ一元化。(駒村)</li> </ul>

	<p>その他（マクロ経済スライドのあり方等）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高額所得者等に対する給付の適正化。低年金、無年金の高齢者に対する税負担による生活支援。雇用の多様化・流動化に対応した制度の見直し。（経団連）</li> <li>・最低加入年数を10年に短縮。年金受給開始年齢を将来的に2年程度引き上げ、所得に応じて基礎年金額を減額する仕組み。（日商）</li> <li>・名目年金額を下げるスライド調整。（4/23 日商）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・デフレに対応して水準を引き下げる必要。給付の名目下限を外し、デフレ下でも適用する。（朝日、日経、産経）</li> <li>・少子化対策として、育児世帯の国民年金保険料を夫婦とも3年間無料に。（読売）</li> <li>・年金支給開始年齢を引き上げる。（日経、産経）</li> <li>・3歳未満のいる子育て世帯の保険料を税で肩代わり。（産経）</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・少子高齢化のコストを給付抑制・支給開始年齢引上げで吸収。抑制分を私的年金の拡充で補完。（駒村）</li> <li>・支給開始年齢の引上げ、マクロ経済スライドのデフレ下での適用、年金課税の強化、国民年金未納付対策、厚生年金適用漏れ拡大への対策が必要。（大田）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給付と負担のバランスを改善することが非常に重要で、適切な給付の抑制として、マクロスライドをデフレ下でも実施。（4/7 宮島）</li> <li>・支給開始年齢の引上げの議論が必要（4/1 清家）</li> <li>・未納・未加入問題の解決のため「社会保障に対する教育」が必要。（2/26 細野）</li> <li>・「年金制度は破綻しない」といった現状認識の共有が重要。我が国の「金融・経済教育」の立て直しが必要。（細野③）</li> </ul>
<p>6. 貧困・格差対策</p>	<p>社会的包摂・参加保障（若者自立支援、職業能力開発、パーソナルサポート等）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三層構造によるセーフティネットの再構築。（連合）</li> <li>・「居住の権利」を社会保障に位置づけ、「住宅セーフティネット」を確立。現物給付（公営・借り上げ住宅等）または現金給付（家賃補助等）による「住宅支援制度」を創設。（連合）</li> <li>・施設も「住まい」と位置づけ、良質な居住環境を確保。（連合）</li> <li>・「子どもの貧困」、とりわけひとり親の貧困を解消。（連合）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「同じ価値の労働に同じ賃金」、最低賃金の引き上げ、労働者派遣法の見直しによる日雇い等の減少。職業能力の向上。（朝日）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護の長期化を防ぎ、保護からの自立を効果的に促進するため、個人の特性に応じたプログラムに基づく、就労・自立支援等の強化・充実。（知事会）</li> <li>・福祉事務所、ハローワーク、職業訓練施設等のより一層の連携強化。（知事会）</li> <li>・雇用施策は福祉・産業振興・教育施策などと連携して総合的に実施すべき。（知事会）</li> <li>・ハローワークの地方移管を早急を実現すべき。（知事会）</li> <li>・生活保護制度の抜本的な改革にあたって、自立就労支援策として、稼働世代のために自立支援集中プランやボーダーライン層への就労支援制度の創設。（市長会）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・若者、女性、失業者、障害者、生活保護受給者等に係る「参加と包摂」の貫徹。（湯浅）</li> <li>・求職者支援制度に住宅手当や生活支援、個別支援をセットにした「第二セーフティネット」を構築。（湯浅）</li> <li>・地域の様々な支援窓口の連携強化が必要。（湯浅）</li> <li>・福祉の分野では、徹底的に改革をしてもモラルハザードはなくなる。特に積極的労働市場政策の分野は生じやすいので対策を講じていく必要。（藤井）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・若年者、障害者、女性等現在労働市場から排除され、地域社会にも参加しにくい人々の「参加と包摂」の実現。そのため、第2のセーフティネットと、中間的労働の場を含めた新たな雇用施策が必要。（4/19 有吉資料）</li> <li>・一人親世帯、子ども、若者、女性、ホームレスなどについて、パーソナルサポート・包括的支援、住宅などのサービスを保障する支援策などが重要（4/23 有吉）</li> <li>・パーソナルサポート等の整備により、非正規雇用化が進む女性に税金を払えるだけの力をつける必要。（2/19 宮本み）</li> <li>・求職者支援制度以外の、訓練としての中間就労が必要。（有吉③）</li> <li>・就労支援、住宅の安定や子育て支援により、比較的低賃金でも次世代を育成できる社会を構築。（有吉③）</li> <li>・ホームレス、失業による社宅からの退出の面でも住宅政策は重要。ケア付き高齢者住宅政策ばかりではなく、多世代の住むまちづくりの視点で行うべき。（2/19 小川）</li> <li>・ホームレスの方を社会として支援する限度は自己責任を問えるまでである。（湯浅②）</li> <li>・ワークシェアリングの導入を検討（小川②）</li> <li>・均等待遇の促進、同一価値労働同一賃金の考えのもと、男女の賃金格差を解消。（赤石②）</li> <li>・子どもの貧困が特に深刻。貧困と孤立の中でシングルマザーは苦しんでおり、支援すべき。（2/19 赤石）</li> <li>・母子家庭に対する資格取得支援の給付事業を定着させるべきである。（赤石②）</li> </ul>

						<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり親家庭への支援が就労に偏っており、生活全般を見渡し支援する仕組みの構築が必要（4/19 前田資料）。</li> <li>・発達障害児・者への包括的支援、精神疾患の治療中の方への各種サービスの充実。（有吉③）</li> <li>・複合的な困難を抱える子ども・若者に対し、関係団体・機関が横断的に連携し、困難や個別のニーズに寄り添うサポーターが支援する「伴走的支援」が必要（有吉4/7 資料）。</li> <li>・子ども若者の一貫した支援は重要。子ども若者問題について総合的なサービスを担う部署が行うことが適当だが、予算は不十分。（4/19 有吉資料）</li> <li>・子どもの教育格差の問題に対処するには、福祉的分野との密接な連携が必要。（4/19 前田資料）</li> <li>・就学前の障害児施策に比べ、学齢期以降の障害児施策は不足。（4/19 有吉資料、前田資料）</li> <li>・包括的な若者政策と若者支援施策が必要。（宮本み①）</li> <li>・子ども若者支援に携わる人材が不足。（4/19 有吉資料、前田資料）</li> <li>・人材不足の要因は、身分保障が不十分なこと。多大な財源が必要だが、それが確保されない限り、問題は解決しない。（4/19 前田資料）</li> <li>・先進諸国には困難な若者を捕捉するシステムがあるが、日本の現状は支援が縦割りになっており、改善が必要。（宮本み①）</li> <li>・行政の申請主義では、本当に必要な人への支援が行われない。行政側が問題発見していく取組みが重要。（生水①）</li> <li>・包括的支援には、行政・地域による「つながり」が必要。現場にもっとも必要なものは「マンパワーの育成と充実」。（4/7 生水資料）</li> <li>・生活に困窮する住民を支える拠点として、貧困対策の分野において、住民が直接接する基礎自治体でのサービスの充実や体制づくりを進めるべき。（4/23 生水）</li> <li>・今ある制度・インフラ（社会福祉協議会、生活保護、就労支援など）の活用を検討すべき。（2/19 生水）</li> <li>・行政の現場で情報を共有するために個人情報保護法の見直しが必要。（2/19 藤本）</li> <li>・住民の基本的な情報を把握していた自治体の中には震災により壊滅的な被害を受けたところもある。国が把握、保管すべき国民の情報とその運用について検討が必要。（藤本）</li> <li>・貧困の連鎖を断ち切るために教育は重要。（2/26 生水）</li> </ul>
--	--	--	--	--	--	---

	生活保護制度のあり方		<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護の運用を見直し、自立を促進。自立できるまで一時的に住める公営の寮を増加。(朝日)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護基準の適正化と勤労控除の見直しなど就労意欲を促進する具体的方策を検討すべき。(知事会)</li> <li>医療扶助や住宅扶助等の適正化を図るべき。(知事会)</li> <li>暴力団や貧困ビジネス対策等不正受給防止対策を徹底すべき。(知事会)</li> <li>関係者の連携強化による保護すべき者の早期発見、相談者へのきめ細やかな対応による漏給防止の徹底。(知事会)</li> <li>他の施策との密接な連携を図り、抜本的な改革に早急に取り組むことが必要。その際、就労支援制度を創設する必要。(市長会)</li> <li>相談窓口体制の充実。(市長会)</li> <li>生活保護制度の適正化に向けた法改正等。(市長会)</li> </ul>		
7. 障害者	障害者福祉制度のあり方			<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者の総合福祉のためにも「制度の谷間」問題の解消を図るべき、利用者の負担能力を考慮した適正な負担とすべき、障害者が自立した生活を営めるよう、総合的なサービス体系の構築を図るべき、十分な障害福祉サービスが確保できるよう、安定財源を確保すべき。(知事会)</li> <li>障がい者の自立と社会参加に向けた施策の充実、自治体間格差の解消と十分な財政措置を講じる必要。新制度については、関係者の意見等を尊重。(市長会)</li> </ul>		

<b>8. 財源確保と財政健全化</b>	<b>財政健全化の同時達成</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 財政赤字の状況等を考えると、消費税を引き上げざるを得ない。(日商)</li> <li>・ 負担増は、少子化対策や第2のセーフティネットの整備等の社会保障の機能強化とセット。(連合)</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 財政健全化の問題は長期的な財政バランスのみならず、目先のマクロ経済の状況をよく見る必要。震災も含めた流れの中でマクロ経済が大きく変わりつつあり、できるだけ早くきちんとした財政健全化のシナリオを出す必要。(伊藤)</li> <li>・ できる限り早期にビジョン付き増収措置を開始する必要。その際、財政赤字の縮小と福祉制度の機能不全の是正等を同時にかつ急速に講じる必要。(藤井)</li> <li>・ ワイズ・スペンディングを目指し、公債や借入金への依存を徹底して排除。(藤井)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本の社会保障制度がファイナンシャルに持続可能でないということは、そのまま日本の財政の持続可能性がないということ。我が国の財政は非常に厳しい状況にあり、破綻を避けなければいけない、これは至上命題。(2/5 吉川)</li> <li>・ 時間が経てば経つほど財政再建という領域がだんだん肥大化してきており、政府が切迫感をもって取り組んでいかなければならないという問題意識の共有が必要。(2/5 峰崎)</li> <li>・ 財政は、国債の価格を通じ、マーケットという世界につながる問題である。先送りというイメージを与えたら国民の期待にも反することになるし、またマーケットにも想定外の反応を呼び起こしかねない。(2/26 柳澤)</li> <li>・ 社会保障において税金を節減しながらも、より国民の利便性を高め、質を高めていける方法は存在。(4/7 駒崎・安藤資料)</li> <li>・ 社会保障は義援金と同じであり、政策配分には厳しい目が必要。政策には優先順位をつけなければならないし、同じ財源を最大に生かす効率化が必要。(4/7 宮島)</li> </ul>
----------------------	-------------------	--	--	--	---	--

税負担のあり方

- ・基礎年金、高齢者医療、介護、子育て支援の給付の自然増と税負担割合の引上げ分に消費税を充当(消費税の社会保障目的税化)。消費税率をできるだけ速やかに10%まで引き上げる。2020年代半ばまでに10%台後半に引上げ。(経団連)
- ・消費税は年金目的税化。公的年金等控除の縮小・廃止。消費税率引上げに伴う低所得層の負担増に配慮し、給付つき税額控除を導入。(同友会)
- ・消費税の引上げに当たっては、複数税率は導入すべきでない。逆進性対策は、まずは社会保障給付など歳出面から対応すべき。(日商)
- ・現役世代や企業に大きく依存した税・社会保険料体系を維持していくことは限界。(経団連・日商)
- ・直間比率の見直し、法人実効税率、中小法人に係る軽減税率のさらなる引き下げ。地域主権の実現に向け、国と地方のあり方と税制について検討(日商)
- ・所得税の課税最低限の引上げ、税率構造を見直し、給付つき税額控除の導入、金融所得課税の強化から総合課税化へ、給与所得控除の見直し。相続税の強化等。(連合)
- ・インボイス方式、「消費税税額控除」の導入等による、消費税の社会保障安定財源化。(連合)
- ・法人所得課税の改革、地方消費税の引上げを含め安定的な地方税体系を確立。(連合)

- ・財政を「安心勘定」(社会保障部門)と「我慢勘定」(社会保障部門以外)の二つに大きく分け、我慢勘定では歳出削減。安心勘定を支えるために大幅な負担増は避けられない。所得税や相続税を含めた一体的な税制の見直しをする中で、消費増税。(朝日)
- ・社会保障の安定財源として消費税を基本にしながらも、所得と資産への課税についても見直すことを検討すべき。(毎日)
- ・消費税を目的税化して「社会保障税」に改め、税率を10%とする。ただし、食料品など生活必需品は5%に軽減。税収の用途は、医療、介護も含めた社会保障給付に限定。(読売)
- ・消費税は将来、10%台半ばまで引き上げ。(日経)
- ・「自立応援年金制度」の財源は、豊かな高齢者の基礎年金の税負担分を減額して捻出し、不足分は、消費税増税などの新財源を充てる。(産経)

- ・所得税・法人税・相続税についても目指すべき水準を明示。(湯浅)
- ・消費税について、高齢者三経費と少子化対策の間の按分率を明示。(湯浅)
- ・社会保障の税財源として、消費税が重要。消費税は世代間格差の縮小に寄与するし、経済成長を阻害しない。所得課税と消費課税の役割分担が必要。(土居)
- ・増税の時期は先送りすべきではない。(土居)
- ・厳密な意味での目的税化は不適切。高齢化社会における公平性にはストック課税が重要。(大田)
- ・消費税の目的税化は、消費税収の枠内に社会保障給付費を収めるべきということにならないか、懸念。(日医)

- ・消費税については、景気動向を踏まえながら、慎重に引上げ時期を判断すべき。(4/23 亀井)



	<p style="text-align: center;">その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民に負担増を求める際には、徹底した行財政改革を実行。負担増を求めるタイミングや経済運営に万全を期す必要。税と保険料のバランスや負担水準をどの程度にするのかを検討。(日商)。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・効果的かつ効率的な社会保障制度を持続的に維持するため、国・地方を通じた恒久的かつ安定的な財源を確保。(市長会)</li> <li>・全国一律の現金給付は国が、現物サービスは地方が担うとの考え方を基本に、地方の安定財源の確保も念頭に置く必要。(町村会)</li> <li>・低所得者の保険料負担が重く、所得再分配機能が低下していることから、公費と保険料の割合の大幅な見直しが必要。(町村会)</li> <li>・地方が、単独事業を含め、地方の実情に応じたきめ細かな福祉サービスを安定的に行っていくためには、それを支える地方財源の確保が極めて重要。(町村会)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財政規模、税の所得再分配機能を拡充。(湯浅)</li> <li>・社会保障給付費に対する国と地方の役割分担に応じて消費税収を配分。(土居)</li> <li>・地方の財源確保については、地方の自主・自立性を高めるための地方税財政制度の見直しとあわせ、地方自治体が自ら納税者に向き合い、納得を得ながら行政サービスを行うことを目指すべき。(土居)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会保障のサービスを実施するのは地方自治体であり、国と地方の役割の整備と財源配分の議論が重要。(2/26 生水)</li> <li>・補助制度ではなく権限移譲により地方自治体に決定権を与えることが、生活を支えるトータルな福祉の実現の近道である。(2/26 前田)</li> <li>・地方は、国に負担を求める前に、「給付と負担の見える化」し、住民に示す努力をすべき。(4/7 矢崎)</li> <li>・診療報酬と消費税は切り離して、消費税は見える化(外税)すべき。(亀田①)</li> <li>・日本版休眠口座基金の創設。(駒崎①)</li> </ul>
--	--	--	--	--	--	--

※委員名の後にある①～③は、意見交換の場の第1回～第3回を示している。  
 ※(「委員名」資料)は、準備作業会合において提出された資料を示している。

**社会保障改革に関する意見等**  
(集中検討会議への準備作業会合における提出資料要旨)

資料3

事項	項目	財務省	総務省	経済産業省	文部科学省	内閣府 (少子化対策・男女共同参画)
1. 総論的事項	社会保障改革の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会保障と税の一体改革のポイントは、①社会保障の安定の実現、②社会経済の変化に対応した機能の強化、③社会保障の安定・強化と財政健全化の同時達成。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改革の視点は、①社会保障制度の持続可能性の確保、②制度の簡素化、柔軟性の確保、制度相互間の連携（制度における地方自治体の自己決定・自己責任の確立）、③対人社会サービス（現物給付）の質・量の充実、の3つ。</li> <li>・世代間、地域間で偏りが無いよう確実性・公平性を重視すべき大きなセーフティネットと、柔軟性を重視すべききめ細かなセーフティネットの2つが調和しつつ、国民の満足度の高い社会保障サービスを提供できるようにする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会保障が経済成長と相互に関連し合う動的なものとしてとらえる必要があるのではないか。</li> <li>・「多くの現役世代が少ない高齢世代を支える」ことを前提に構築された現行の社会保障制度を維持すると、現役世代の負担が大きくなるが、社会保障制度の持続可能性の観点からどう考えるかが課題。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・少子高齢社会の中で持続的な社会を実現し、国民一人一人の能力を発揮するため、「切れ目なく全世代を対象とした社会保障」と「未来への投資としての社会保障」が重要。</li> <li>・今の日本が置かれた状況は格差（負の連鎖）が固定化しつつあり、1人1人に教育の機会（共通のスタートライン）を保证する必要</li> <li>・人口減少社会において、一人一人の潜在能力（ケイパビリティ）を最大限に伸ばし、トランポリン社会を実現することが必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昨今の経済社会情勢を踏まえ、男女がともに生きやすい社会、働く意欲のある女性が能力を発揮できる社会を創るためにも、男女共同参画の視点から、かつての男性片働きを前提とした制度を、一人ひとりの活動の選択に中立的な制度とすべく検討することが必要。特に、配偶者控除制度や年金の第3号被保険者制度、非正規労働者への社会保険適用の在り方については、更なる検討が必要。</li> <li>・すべての子どもへの良質な成育環境を保障する社会、男女が子育てと仕事を両立できる社会を実現する。</li> </ul>
	目指すべき社会保障の姿（給付と負担）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・少子高齢化が急速に進展する中、現行の社会保障制度は給付と負担のバランスが崩れた状況。</li> <li>・サービス量の不足（医師不足、待機児童などのほころびの補修）やサービス量の拡大（高齢化等に伴うサービス量の拡大）への対応。</li> <li>・あわせて、国民の理解を得る前提としてのサービスの重点化・効率化が、質的な機能強化につながる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予防、就労支援（自立支援）、相談業務等の機能強化により、個人が支えられる側から支える側に回れるよう支援。</li> <li>・制度の運営に係る規制を簡素化し、必要最小限のものを法令で定める。それ以外は地方自治体の裁量に委ね、自己責任の下で運営。</li> <li>・制度の柔軟性を確保するため、施設基準等の緩和、財政面での自由度拡大（包括的な財源措置等）</li> <li>・現場の経験を制度に反映させるしくみを構築</li> <li>・多様な事業主体の参画などにより、対人社会サービスを質と量の両面から確保</li> <li>・特に、子育て世帯や現役世代に対するサービスを充実</li> <li>・専門的な対人社会サービスの職務に携わる非正規職員の正規職員化。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・少子高齢化を新たな需要や雇用の創出につなげるための成長戦略の推進</li> <li>① 女性や高齢者、若者が生きがいをもって働ける社会の実現</li> <li>② 医療・介護・健康分野における多様な事業主体の参入等によるライフ・イノベーションの促進</li> <li>③ 高齢者が安心して生活できる環境の整備や高齢者が望むサービス・商品の開発促進による高齢者の消費活性化</li> <li>・持続可能な社会保障の実現</li> <li>① 民間の創意工夫の活用</li> <li>② 真に必要なニーズに応えるための公的保険分野の再検証</li> <li>③ 公的保険を補完する自助努力の支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「切れ目なく全世代を対象とした社会保障」、「未来への投資としての社会保障」の原則を踏まえ、全ての人に活躍のチャンスが得られるよう、子ども・若者の学びを切れ目なく支援し、「強い人材」の実現による雇用・就業の拡大を図ることにより、教育や雇用と連携した社会保障と経済成長の好循環を確立。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人口減少・高齢化が進む中で将来の社会保障や経済を支えていくためには、女性の就労を支援してM字カーブ問題を解消し、女性の潜在力を最大限活用することが必須。</li> <li>・また、次世代が良質な成育環境の下で育つことを保障することも、社会保障制度を持続可能なものとするために不可欠。</li> </ul>

	<p>施策の優先順位</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>機能強化の検討に当たっては、まずサービス量の増加という視点が必要（サービス量の増加につながらない単なる負担の軽減といった視点は優先順位が劣後）。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>人口が減少しようとも持続可能な社会のためには、未来への投資が必要。未来への投資として、教育の果たす役割は大きい。</li> <li>全世代を通じてみると、若年層へのサービスに関する給付は少なく、負担は大きい。若年層の少なさを考慮しても、日本は家族・教育・積極的労働政策（ポジティブ・ウェルフェア）への支出は少ない。</li> <li>少子化が進む諸外国も未来への投資を着実に図っており、日本も全世代を対象とした社会保障が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子ども・子育て新システムは、社会保障の中でも優先課題。（「社会保障改革の推進について」（平成22年12月14日閣議決定））</li> </ul>
<p>2・医療・介護</p>	<p>サービス提供体制の見直し（重点化、効率化、機能分化と連携、地域包括ケア等）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>医師不足に対応して、①急性期入院医療、②在宅医療・介護への人・資源配分の重点化＝診療報酬・介護報酬の配分見直し。（有識者検討会報告）</li> <li>医師を全国に計画配置。（集中検討会議・読売資料）</li> <li>「家庭医」の普及、大学病院等では専門医が難しい病気の治療に専念。療養病床などの高齢患者を介護施設に誘導。（集中検討会議・日経資料）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>画一的な健診制度から、保健師による相談や健康づくりの充実により、医療費を抑制</li> <li>介護予防の充実により、介護費用を抑制</li> <li>介護施設の基準の緩和、多様な事業主体の参画などにより量的に拡充。</li> <li>介護職員等の処遇改善。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>患者のQOLを大事にした終末期をおくることが可能とするため、病院治療から在宅介護へ選択の幅を拡大すべきではないか。</li> <li>看護師や薬剤師、作業・理学療法士の役割の強化を図るべきではないか。また、医療経営人材の育成により経営能力向上を図るとともに、医療機関の経営統合等を推進すべきではないか。</li> <li>特別養護老人ホーム（特養）の整備を行おうとするのであれば、都道府県による有料老人ホーム等の特定施設を総量規制から除外することにより、民間活力による施設整備を促進すべきではないか。</li> <li>「おたっしやポイント」の導入により、高齢者が地域ボランティア活動等に従事することにより健康を維持・増進することを支援・促進すべきではないか。</li> </ul>		

	<p>保険制度の安定（保険者機能の強化等）</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・国保を都道府県単位化することにより、保険料の格差是正や財政基盤の安定化を推進（将来的に、国保及び被用者保険の一元化を視野）</li> <li>・国保に低所得者が集中する構造に鑑み、公費配分や被用者保険との財政調整等により財政基盤を強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険者が保険支出を削減するインセンティブを強化する。例えば、健診・保健指導の実施率等、メタボ率に応じて、後期高齢者医療制度の後期高齢者支援金を加減算する仕組みを強化すべきではないか。</li> </ul>		
	<p>公的給付のあり方・利用者負担等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療保険の場合、ビックリスクをみんなできちっと支え合うが、中所得以上の方はスモールリスクは自助努力で賄うということも一つの考え方である。（集中検討会議・吉川委員発言）</li> <li>・軽度の要介護者等への給付の見直し（重点化）（集中検討会議・経団連資料）</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢化や生活習慣病の増大に伴い、予防・リハビリなどサービスの需要が多様化していることに鑑み、公的保険・医療行為の範囲を明確化することで、保険外での新市場の創出を図るべきではないか。</li> <li>・市販品類似薬（うがい薬、湿布薬等）は公的保険の対象から除外すべきではないか。また、ジェネリック医薬品及びジェネリック医薬品のある先発医薬品の薬価の見直しを進めるべきではないか。</li> <li>・介護報酬を、時間ではなく、個別のサービス内容で定めることとし、そのサービス内容は基本的なものとするべきではないか。それ以外のサービスについては自己負担とし、一体的に提供可能とするべきではないか。</li> <li>・IT等を活用することにより事務作業を効率化し、介護サービスの提供時間が月間450時間又は介護士・ヘルパー10名増すごとに1名の事務職の必置基準等を緩和すべきではないか。</li> <li>・軽度者は保険給付の対象外とすることにより、重度の要介護者に十分な介護サービスを提供すべきではないか。</li> <li>・特養への入所は、より必要性の高い重度の要介護者に重点化すべきではないか。</li> </ul>		

	医療イノベーション・技術革新への対応等		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ICTの活用により在宅での健康管理を推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・どこでもMY病院構想の推進等により、個人が自らの医療・健康情報を電子的に管理し、どこの病院に行っても活用できるようにすることで、重複投薬等を防ぐべきではないか。また、カルテの電子化と電子化するときの標準化を進め、データ分析を通じた「診療行為の標準化」など根拠に基づいた医療（EBM）を実現すべきではないか。</li> </ul>		
3. 子ども・子育て	子ども・子育て新システム		<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てサービスの充実（子ども・子育て新システムの制度設計において地方の自由度を拡大）。子どものニーズに応じた保育サービスや就学前教育を実施（幼保一体化など）。保育施設や人員配置の基準の緩和、多様な事業主体の参画などにより量的に拡充。保育ママ、一時預かり等のメニューの弾力化や財政面での自由度拡大。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下の基本的な考え方に基づく「子ども・子育て新システム」を構築。</li> <li>○すべての子どもへの質の高い幼児教育・保育を保障し、子ども・子育てを社会全体で支援。</li> <li>・質の高い幼児教育・保育の一体的提供（幼保一体化）</li> <li>・保育の量的拡大による待機児童の解消</li> <li>・家庭における養育支援の充実</li> <li>○基礎自治体（市町村）が実施主体</li> <li>○子ども・子育て会議（仮称）の設置</li> <li>○社会全体（国・地方・事業主・個人）による費用負担</li> <li>○政府の推進体制・財源を一元化</li> </ul>

	働き方・仕事と子育ての両立等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国・自治体・企業・利用者が子育て支援の拡充のために力をあわせる必要（有識者検討会報告）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育士等の処遇改善。児童福祉司等の専門性の向上等による相談業務の強化。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育段階では家庭の負担が大きく、子育て・教育の真っ最中である主に30～50代の現役世代の負担大。</li> <li>・国際的に見ても、日本の子ども・若者向け公的支出は39カ国中38位と下位に位置し、若年層の少なさを考慮しても、家族・教育・積極的労働政策（ポジティブ・ウェルフェア）は低レベル。</li> <li>・教育費の負担は少子化の最大の要因。</li> <li>・義務教育において、すべての子どもに自立して社会に参加できる基盤を確立（少人数学級などによる低学力層への支援、低所得世帯を対象とした就学援助の充実など）</li> <li>・高校教育・高等教育において、意思があれば学びを継続できる環境を整備（低所得世帯を対象にした経済的支援（授業料減免、奨学金等）の充実、米国並みの修士・博士課程の学生に対する支援など）</li> <li>・高校生・大学生等の就業力強化・社会人の生涯にわたる職業に関する学びの推進（雇用の流動化や成長分野の担い手創出に向けた人材育成、社会人の生涯にわたる職業に関する学びの推進、社会人の学び直し・資格取得の機会の創出や経済的支援の充実など）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性の潜在力の発揮が経済社会の活性化に不可欠。就業継続や子育て後の再就業の支援が重要。</li> </ul>
4・年金	年金制度抜本改革の考え方・改革のプロセス			<ul style="list-style-type: none"> <li>・公的年金の持続可能性を明らかにするため、アメリカのように、①受給年齢に達している現在加入者、②受給年齢に達していない現在加入者、③将来加入者ごとに、保険料と給付額の見込みを提示し、世代間扶養の状況を明らかにする公的年金会計を導入すべきではないか。</li> </ul>		
	最低保障機能、基礎部分の設計・財源	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低所得者に対する「自立応援年金」（月2万円程度、財源は高所得者の基礎年金国庫負担分を削減等）（集中検討会議・産経資料）</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者間における所得再分配の観点から、高い所得を有する者に対する基礎年金給付の減額や公的年金等控除の縮減によって得た財源を所得の低い高齢者の基礎年金・最低保障年金に充当すべきではないか。</li> </ul>		

	<p>所得比例部分の設計（適用拡大・一元化等）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非正規・パートは「新厚生年金（厚生・共済一元化）」へ（集中検討会議・毎日資料）</li> <li>・パート労働者への厚生年金適用（集中検討会議・産経資料）</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>・非正規労働者の割合は女性雇用者の半数超。また、非正規雇用が増加する中、男性世帯主の安定的雇用を前提とした現行制度にほころびが生じており、非正規労働者への社会保険の適用拡大の検討が必要。</li> </ul>
	<p>その他（マクロ経済スライドのあり方等）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一定以上の年収世帯は、基礎年金をクロバック（払い戻す）（集中検討会議・連合資料）</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の雇用環境の整備を進めることを条件に、年金支給開始年齢について、段階的に年齢引き上げを行うべきではないか。</li> <li>・個人の自助努力を支援するため、一定年齢以上（60歳前後）の引出しを条件とする資産形成に対する公的補助制度又は税制優遇により、私的年金の充実を図るべきではないか。</li> <li>・確定拠出年金（日本版401K）におけるマッチング拠出解禁の早期実現及び拠出限度額の引き上げにより、更なる制度充実を図るべきではないか。</li> <li>・リバースモーゲージ制度や自宅を賃貸し家賃収入を得ることができる制度の利用を促進すべきではないか。</li> <li>・マクロ経済スライドを物価下落時においても実施すべきではないか。</li> <li>・公的年金の国債依存の運用を見直すとともに、企業年金基金の保有する資産の運用高度化を図るべきではないか。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3号被保険者制度について、男女共同参画の視点から、更なる検討が必要。</li> </ul>

<b>5. 貧困・格差対策</b>	<b>社会的包摂・参加保障（若者自立支援、職業能力開発、パーソナルサポート等）</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 求職者支援制度法案の成立、同制度の活用</li> <li>・ 縦割りの制度を越えた、国民一人ひとりの事情に即しての包括的な支援（有識者検討会報告）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方自治体の福祉事務所、雇用・住宅担当部局が中心となり、国のハローワーク等との協働により、包括的支援（パーソナルサポート）を実施。</li> <li>・ NPO等様々な主体により、縦割りの制度の垣根を超えて就労等を支援。縦割りのサービスでは効率性が期待できない地域において多機能型サービスを提供。障がい者、DV被害者などの個人の実情に応じて、雇用、教育、福祉の垣根を超えた包括的支援。</li> <li>・ ケースワーカー等の専門性の向上等による相談業務の強化。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家庭の経済状況と学力や進学には相関関係が明確に存在し、大学進学率には地域格差がある。また、学歴は卒業後の就労形態や所得に影響し、その影響は次世代へと続き、負の連鎖が発生。</li> <li>・ 負の連鎖を断ち切り、所得にかかわらず一人一人が共通のスタートラインに立つことを保障していくことが、大きな政治課題。</li> <li>・ 少子高齢化により生産年齢人口は減少の一途をたどると想定されるが、我が国が発展するためには、生産年齢の生産力を向上させることが必要。</li> <li>・ しかしながら、特に若年層の失業率や非正規雇用率は増加。また、そのような中、スキルの向上や学び直しのために必要な企業の人材育成機能は低下し、社会人の学び直し等のために高等教育機関に入学する社会人の割合も国際的に見て非常に低い。</li> <li>・ 一人一人が、家庭の状況にかかわらず教育のチャンスを与えられ、そこで知識・能力を高め、社会で活躍するチャンスを得られるよう、義務教育段階や高等学校・高等教育段階等において経済的支援や人材育成を実施。</li> </ul>
	<b>生活保護制度のあり方</b>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健康で働ける世代に対し集中的に就労支援を行うことにより、自立を支援</li> <li>・ 高齢者に対しては、生活保障を確保（年金支給額との均衡に配慮）</li> </ul>		



<p style="text-align: center;"><b>6. 財源確保と財政健全化</b></p>	<p>財政健全化の同時達成</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1990～2011 年度における国の一般会計歳出の伸びの大半は社会保障関係費の伸び。国債発行額の増加は、税収の落ち込みとともに、社会保障関係費の伸びが影響。</li> <li>・高齢化の進展に伴い、この 20 年間で国・地方を通じた社会保障の支出規模は倍増し、その分政府（国・地方）の総支出が増加。他方、負担水準はむしろ低下。給付と負担のバランスが崩れ、将来世代の負担に依存。</li> <li>・主要国でも、高齢化の進展に伴い、社会保障支出が増大しており、日本は顕著。一方、主要国では概ね負担水準が上昇しているが、日本はむしろ低下。</li> <li>・OECD 諸国と比較してみると、日本の社会保障支出は同程度である一方、国民負担率は低水準。</li> <li>・税制抜本改革で国・地方を通じた社会保障給付の安定的財源を確保し、まずは「基礎年金国庫負担 2 分の 1」をはじめとした制度の安定化に、さらには機能強化にも対応。</li> <li>・なお、消費税を引き上げる場合には、国・地方の物資調達等にかかる支出が増加することに留意。</li> <li>・リーマンショックの影響で主要国の財政状況は悪化。昨年の G20 トロント・サミットで主要国は財政健全化についてコミット。社会保障給付に見合った安定財源の確保が、国際公約ともなっている財政健全化の同時達成につながる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会保障費の毎年の自然増は、国費が約 1 兆円、地方費が約 0.7 兆円と、国・地方ともに大幅な増額が毎年度見込まれる。このため、自立支援の充実などより社会保障制度の持続可能性を確保する取組を強化するとともに、国・地方ともに安定的な税財源を確保する必要がある。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・我が国が持続可能な国家となるためには、少子化の改善とともに、生産人口一人一人の能力を高めることが必要。</li> <li>・これには、未来への投資として教育の果たす役割は大。多角的な学びの支援により、一人一人の知識・能力を向上させ、生産人口としての生産性を高めていくことが最大の処方箋。</li> <li>・このような好循環により、安定した就業による社会保障の健全化や生産性の向上による財政の健全化、子どもを産み育てる安心感の醸成がもたらされ、持続可能な社会保障が実現可能。</li> </ul>	

平成 23 年 4 月 27 日

社会保障改革に関する集中検討会議の再開に際して  
～震災復興と社会保障・税一体改革～

清家 篤  
峰崎 直樹  
宮本 太郎  
柳澤 伯夫  
吉川 洋

3 月 11 日の東日本大震災以降、震災対策に当面全力を傾注するとの政府方針を踏まえ、本集中会議は有識者委員を中心とした非公式会合の形で討議を進めてきた。

本日の正式な集中検討会議の再開に当たり、未曾有の大震災という新たな事態を踏まえ、改めて、一体改革の議論の枠組みについて踏まえるべき基本的な視点を以下に提起する。

## 1 大震災と社会保障・税一体改革

- ・ 今回の大震災により、資本ストックの毀損、電力制約、サプライチェーンの障害、消費マインドの低下や内外の風評悪化等の影響が懸念され、今後一定期間経済成長への制約は必至。復興財源確保のための財政負担も増大。
- ・ 一方で、社会保障の維持・強化のためには、中長期にわたる安定的な財源確保が必要であり、その規模は短期集中の財政需要である震災復興財源の規模を大きく上回る。大震災からの復旧・復興が短期的な危機対応であるとするれば、社会保障・税一体改革は、確実に進行している少子高齢化・人口減少という中長期にわたる危機に対応するものであり、両者は二者択一の関係ではなく、ともに取り組まなければならない課題。
- ・ 大震災による成長制約と財政負担の増大という事態の下では、真に守り、実現すべき社会保障像を骨太に示し、より一層の優先順位の明確化、給付の重点化・選択と集中による社会保障の機能強化を進めることが必要。
- ・ 同時に、今回の震災を機に改めて再認識された、家族や地域社会（コミュニティ）の持つ力、人と人とのつながり、信頼や共助の精神など、国民の中にある連帯＝つながり（社会関係資本）を重視するとともに、「自立支援と予防」を軸に、積極的に個人の能力発揮を支援していく「ポジティブ・ウェルフェア」の視点が重要。
- ・ 高齢化の進む被災地域では、社会保障の役割は大きく、選択と集中による機能強化と効率化や「人と地域（コミュニティ）の再生」などの社会保障の課題に先行的・モデル的に取り組むことにより、今後、少子高齢化・人口減少が急速に進む我が国における新たな社会保障のモデル（「安心して暮らせる地域社会モデル」）を未来志向で示すべきである。

## 2 社会保障改革の「ビジョン」（改革の具体的内容と工程表）の提示

- ・ 社会保障改革については、社会保障国民会議や安心社会実現会議以来多くの議論の蓄積があり、現政権下でも、民主党「税と社会保障の抜本改革調査会中間整理」や「社会保障改革に関する有識者検討会報告」において、選択と集中による機能強化と効率化、参加保障と全世代対象型への転換などの改革の方向性がすでに提起されている。
- ・ もはや方向性の議論を行う段階から、それに沿って、改革の具体的内容をわかりやすく提示し、安定財源確保の道筋と工程表を明らかにして国民に提示する段階に来ている。

## 3 社会保障財源の安定的確保と財政健全化との一体改革

- ・ 社会保障と財政とは「持続可能性」という点で一体の関係。財政の信認失墜、機能毀損は社会保障の弱体化、社会の安心基盤の揺らぎに直結。
- ・ 巨額の財政赤字を抱える中、これ以上後代負担に付け回しをしながら社会保障制度を運営し続けることは困難。「現世代の受益は現世代が責任を持って負担する」という当たり前の原則を改めて確認し、そこへの回帰を基本に、安定財源確保と財政健全化の同時達成への道筋を明確にした改革を行うことが必要。

## 4 成長との好循環を生む社会保障改革

- ・ 医療・介護・保育分野は今後成長と雇用創造が見込まれる分野。社会保障給付を通じた消費需要喚起・地域経済底支え、生活不安解消による過剰貯蓄抑制・消費マインド醸成、医療・介護等の分野での規制改革や研究開発支援によるイノベーションを通じた成長への貢献など、社会保障は経済成長に寄与。
- ・ また、若者・女性・高齢者の就業環境整備、能力開発を通じた人的資本の形成は、現役時代の雇用保障を通じた老後生活保障によって社会保障の持続可能性を高め、同時に人口減少下での労働力供給制約を解消して成長に寄与。
- ・ 他方、成長戦略による日本経済の安定的な成長は税収や社会保険料収入の安定的な確保を通じ社会保障の財政的な安定・持続可能性を高める。
- ・ 持続的な経済成長は社会保障の機能維持・強化の前提。強い経済・強い財政と強い社会保障の好循環につながる社会保障改革の具体像と明確な道筋を提示することが必要。

社会保障・税一体改革の遅延は社会の安定と財政の持続可能性を弱め、政策選択の幅を狭めて危機管理能力を損なうことにもつながりかねない。

国際社会・市場の信認を確保するためにも、政治の強靱な意思と改革実現への持続する強力なリーダーシップのもと、震災復興とともに、先送りすることなく確実に遂行することが必要である。立場を超え相互信頼と協調の下に、一致して課題解決に取り組まなければならない。

日本を福祉先進国に創り・変えるために  
—社会保障改革に関する集中検討会議への提言—

2011年4月27日

小川 泰子

1. 3.11 大震災後の日本を創り・変えるために

1) 震災後の市町村のグランドデザインを日本の福祉モデルに

- (1) ユニバーサルデザインの道路・交通整備を  
—福祉先進国の道路と公共交通モデルを創る
- (2) 「施設」ではなく「住宅」を整備する。  
—整備基準の抜本的改革を—
- (3) 多世代・多文化共生で人を「つなぐ」街づくり  
—一次世代の命を育て・繋ぐための人づくり—

2) 生活支援の総合化 —ワンストップとパーソナルサポートの徹底—

- (1) 市町村の縦割り福祉行政からの脱皮  
生き方支援は総合的視界でムリとムダを解消
- (2) ソーシャルワークの分断を無くす  
総合化することで利用者本位を実現する
- (3) 医療・介護の総合化
  - ・介護人材育成の教育課程の創り変え
  - ・医療・介護の報酬を見直し財源のムダを無くす
  - ・医療・福祉制度の大改革(法人のあり方・中間組織の見直し)
  - ・就労後のスキルアップのフォロー制度とカウンセリング
- (4) 成年後見制度の見直しで尊厳を支える社会保障の仕組みを

2. 福祉先進国の街づくりで 21 世紀型の公・共を創る

- 1) 「法人」の在り方、その社会的役割、負担のあり方を見直す。
- 2) 福祉先進国の街づくりは「民」主導で取り組む
- 3) 3.11 後の日本の行政、政治に創り変える大胆な改革を急ぐ

3. 国民は参加と責任を果たす覚悟は出来ている

しかし、条件は 20 世紀型ムリ・ムダを刷新することです。

- 1) 納得出来る日本の将来ビジョンを分かりやすく示し、合意を得る。
- 2) それに伴う 21 世紀社会構造大改革、それがこの会議の基礎です。